

會
報

特233

4

十七年九月

X
複写

目次

- 一、昭和十七年度通常總會
- 二、農林省係官口演要旨
- 三、小賣業者ノ整備要綱
- 四、豆腐(揚)配給對策一覽表
- 五、豆腐(揚)用道具類價格一覽表
- 六、改正固定資産耐用年數表
- 七、特別法人稅ニ就イテ

全國豆腐商業組合聯合會



始



66233
4

脱脂大豆(榮豆)製造發賣元

大日本冷蔵株式会社

専務取締役 川崎 徳次郎

支配人 田邊 文夫

本社 大阪市北区東野田町九丁目
電話 堀川(35)自三九〇〇番至三五〇三番

榮豆の使用方法

- 一、浸漬ニ當リ一度水洗スルコト
- 一、浸漬時間 三時間半
- 一、浸漬水量ハ原料ノ二倍半位
- 一、浸漬水ハ共ニ豆汁ニ混入シテ煮沸スルコト

昭和十七年度通常總會 (昭和十七年六月十九日開催)

議案次第

- 一、開會ノ辭(國民儀禮ヲ含ム)(阿部常務理事挨拶(別紙掲載ス))
- 二、議長着席(定足數點檢)
- 三、報告事項

(1) 事業報告

一、組合員數及出資口數ノ異動

昭和十六年度(自昭和十六年四月一日至昭和十七年三月三十一日)

種別	前年度末現在		本年度中増加		本年度中減少		本年度末現在	
	組合員數	出資口數	組合員數	出資口數	組合員數	出資口數	組合員數	出資口數
一口以下	七八	七八	一一	一	五七	五七	二二	二二
五口以下	一七〇	四三六	一一	四	八九	二〇八	八二	二三三
十口以下	一九	一七二	一一	六	七	六二	一三	一一六
三十口以下	七	一七四	一一	六	一一	一一	一八	四一〇
五十口以下	四	一二五	一一	八	一一	一一	七	二七三
合計	二七八	九八五	三七	三九五	一五三	三二七	一四二	一、〇五三



二、事業ノ状況

(イ)仕入、保管、運搬其の他共同設備の運用に関する事項

仕入

1、苦汁、澄シ粉、鹽化カルシウム

苦汁

苦汁は従來南海舍密工業株式會社並鈴鹿商店、網中商店等より共同購入を爲し所屬組合員に配給せるも、現在南海舍密工業株式會社を代行機關に定め同社より配給を爲しつゝあり、然るに昭和十六年十二月十二日商工省令第一號苦汁、苦汁カリ鹽及プロム配給統制規則に依り一般民需用は配給不能と爲り既約品に對しては鹽化カルシウムを配給し、其の取扱數量一、一三〇罐なり。

澄シ粉

澄シ粉は三津和商會を代行機關として配給を爲さしめ其の取扱數量三九、四五一袋なり。

鹽化カルシウム

鹽化カルシウムは南海舍密工業株式會社をして配給を爲さしめ其の取扱數量 八八二罐なり。

2、濾過布

日本豆腐道具商業組合との間に締結したる加工契約は期間中なるも當局の指示を受け昭和十六年九月二十二日附を以て向ふ一ヶ年間の加工契約を締結せり。

昭和十七年一月二十日商工省令第四號を以て物資統制令に基き纖維製品配給消費統制規則が實施され、該規則に基き纖維需給調整協議會より割當票を受け共同購入をなし其の取扱數量は

一號	二、五四九反
二號	四、三一九反
三號	八、七三〇反
計	一五、五九八反

(ロ)統制に関する事項

原料大豆

原料大豆は従來農林省の指示を受け各道府縣に割當配給を實施し來れるも、昭和十六年九月二日附一六食局第三〇四七號を以て農林省食品局長より九月分割當より豆腐油揚用大豆並脱脂大豆は農林省より直接道府縣へ割當配給する旨通達あり九月分より之が施行を見るに至れり。又昭和十七年二月内地産大豆の割當をも實施さるゝに至り、爾來農林省は各業種別割當を地方廳へ移管し、地方廳は原料大豆全部の業種別割當決定後其の内容を農林省へ通知を爲す順序となり従て農林省は道府縣業種別割當に關與せざることなれり。

然れ共昭和十六年四月より同年八月迄の間本會の取扱たる原料大豆割當配給數量左の通りなり。

滿洲産白眉大豆	一九、六七一匁
朝鮮大豆	四、二〇〇匁
脱脂大豆	三、一八六匁
計	二七、〇五七匁
一ヶ月平均割當數	五、四一一匁

濾過布は日本豆腐道具商業組合との間に締結されたる加工契約に基き該組合を通じて申込に應じ配給を爲し來れるも、右の取扱方法は動もすれば纖維製品配給統制規則の精神に悖るの嫌なしとせず。假令右契約が期間中なるも一日も忽にすべき性質のものに非ざるを以て昭和十六年九月二十二日向ふ一ケ年の期限を以て契約内容を改訂し、現物の取扱は本會に於て爲すこととせり。次いで昭和十七年一月二十日商工省令第四號を以て纖維製品配給消費統制規則施行に伴ひ従前の統制規則より肩替りとなりたるも、右規則に基き纖維需給調整協議會より割當票を受け共同購入を爲し全國組合員に配給を爲しつゝあり。

然るに昭和十六年下半年より濾過布割當量は著しく減少を來たし爲に各道府縣の原料大豆使用量を基準とし、需給状況を參酌しその申込數量を調整し普遍的配給に最善の努力を傾注しつゝあり。

(ハ) 資金の貸付に關する事項

該當なし。

(ニ) 債務の保證に關する事項

該當なし。

(ホ) 貯金の受入に關する事項

該當なし。

(ヘ) 組合商品券に關する事項

該當なし。

(ト) 商業組合倉庫證券に關する事項

該當なし

(チ) 營業に關する指導獎勵、研究調査に關する事項

1、企業合同座談會

前年度より引續き企業合同は政府の勸奨する問題にして本會に於ても之が獎勵に努力し來れり、而して昭和十七年一月二十三日同二十四日に亘り企業合同の先覺者たる七組合の代表者を東京に招致し座談會を開催し多大の成果を收め之が内容に關し印刷物を發行して全国的に企業合同の促進を圖れり。

2、指導關係印刷物の發行

統制物資の取扱に對する組合員の認識の深まるに伴ひ商業者即配給擔當者たるの自覺は頓に業界の向上となり、組合の整備は益々軌道に乗り來れるの現状にあり。本會は常に業界刷新に意を用ひ指導の一端として十六年度に於て左の印刷物を發行せり。

(1) 全豆聯會報第二號

(一六、八月發行)

(2) 全豆聯關係法令集

(一六、一二月發行)

(3) 豆腐業者の心構へ其他

(一七、一月發行)

(4) 豆腐業者の企業合同座談會要領

(一七、三月發行)

(5) 其他事務所報及ニュースの發行

3、昭和十六年度に於ける本會の調査事項は左の通り。

- 六
- (1) 大豆及油の各府縣割當基準率調査
 - (2) 都市業者數調査
 - (3) 豆雪使用後の所感に関する調査
 - (4) 製品價格調査
 - (5) 凝固劑販賣実績高調査
 - (6) 全國豆腐油揚製品價格調査
 - (7) 卵の花價格調査
 - (8) 昭和十五年度原料品使用実績高調査
 - (9) 内地大豆統制後の影響に関する調査
 - (10) 脱脂大豆使用後の所感に関する調査
 - (11) 軍需用大豆納入者調査
 - (12) 産業組合より大豆購入調査
- 4、昭和十六年度に於ける本會の企畫せし事項左の通なり
- (1) 昭和十五年度大豆配給表
 - (2) 昭和十五年度人口統計表
 - (3) 專業、兼業別業者數グラフ
 - (4) 豆腐價格百匁換算表

- 七
- (5) 各府縣別昭和十七年度原料大豆最低所要量調査
 - (6) 整理統合基準案
 - (7) 企業合同視察研究並合同座談會
 - (8) 協力會議
 - (9) 二宮尊徳の經濟倫理の研究
 - (10) 府縣廳宛豆腐類最低所要量の通知
 - (11) 脱脂大豆の使用實驗
 - (12) 講演會の開催
 - (13) 建議並陳情
 - (14) 榮養の調査
 - (15) 經濟新體制に関する指導
 - (16) 經濟倫理の實踐に関する指導
- (リ) 組員外の組合施設利用狀況に関する事項
該當なし
- (ヌ) 違約處分に関する事項
該當なし

三、總會決議ノ要領

(一) 通常總會

日 時 昭和十六年八月二十九日
場 所 東京市日本橋區茅場町二ノ一六
清水ビルヂング

決議事項

第一號議案 貸借對照表及損益計算書十五年度財産目錄承認の件

第二號議案 剩餘金處分案承認の件

以上二件は臨時總會を可及的速に開催し承認を求むることとし報告事項に止むることに決議す。

第三號議案 十五年度役員賞與支出承認の件

本件は對策委員及理事協議の上臨時總會に於て承認を求むることに決議す。

第四號議案 分賦金附加並徴收方法の件

分賦金附加方法は道府縣別人口比率割當とし原案通承認することに決議す。

第五號議案 丸大豆及脫脂大豆負擔金に關する件

丸大豆百斤に付

金五錢

脱脂大豆(豆雪)

三貫匁一袋に付

金壹錢五厘

四貫八百匁一袋に付

金貳錢

本件は本總會以後より之を實施することに承認決議す。

第六號議案 十六年度豫算承認に關する件

第七號議案 十六年度役員報酬及手當並賞與に關する件

第八號議案 十六年度營業統制委員に報酬及手當支給に關する件

以上三件臨時總會に於て検討し修正すべき點あらば修正することに決議す。

第九號議案 定款變更に關する件

主務官廳の指示に依る字句の修正は理事會に一任することとし原案通り承認することに決議す。

附帶事項として第十五條出資持口數は將來人口割其の他を考慮し各道府縣割當とし理事會に於て検討され度旨

附帶承認す。

第十號議案 議決權に關する件

次期總會より道府縣聯合會を單位とし議決權を行使することに承認決議す

第十一號議案 日本大豆統制株式會社株券善後策に關する件

本件は右會社株券九千株を擔保物權とし第一回出資金拾壹萬貳千五百圓也を商工組合中央金庫より借入れ客附金の形式にて之を道府縣より徴收し之を借入金返済に充當し來れるも取扱物資激減に伴ひ返済に長期を豫想せられ金利のみ嵩むの情勢にあるを以て八千五百株(五百株本會保管)を各道府縣に割當出資せしめその所有權を各道府縣に委讓することとし原案の承認方を決議す

第十二號議案 監事任期満了に依り選任の件
第十三號議案 次期統制委員任期満了に依り選任の件
以上二件は臨時總會まで延期することに決議す。

(二) 臨時總會

日時 昭和十六年十二月十九日
場所 東京市日本橋區茅場町二ノ一六
清水ビルヂング

決議事項

- 第一號議案 十六年第度豫算案承認方の件
原案通承認することに決議す。
- 第二號議案 役員、委員報酬手當等承認方の件
一、一金七千參百圓以内理事十一名、監事三名、
但常勤者には報酬、手當を月割に支給するものとす即ち理事長、常務理事一名
他は年二期に分ち手當及賞與として支給の方針。
二、一金四百圓以内 統制委員
委員兼務の理事者には支給せず
本件は妥當と認め承認することに決議す。

第三號議案 定款變更挿入に關する件

定款第六十五條第三項、第四項として左の項目を挿入すること
役員、經濟統制違反の爲起訴せられたるときは之を辭任せしむるものとす
會員並其の系統の聯合會及組合の役員、經濟統制違反の爲起訴せられたるときは本會は當該役員に對し辭任の
勸告をなすものとす
本件は妥當と認め承認することに決議す

第四號議案 本會の出資口數道府縣別割當承認の件

本會は道府縣を地區とする豆腐油揚關係商業組合並同聯合會を以て之を組織するものなるが出資口數不均衡に
付人口割を基準として持口の算定をなすは妥當と認め原案通承認することに決議す。

第五號議案 明年度分賦金納入期に關する件

明年度分賦金納入期は六月末日及十一月末日の二期とすることに承認の決議をなす。

第六號議案 經濟事犯防止對策の件

經濟事犯防止を圖るため貴組合の定款に左の如き條文を挿入し之が徹底を期するは當然と認め條文を挿入する
ことに決議す。

條文

第〇章經濟統制違反ニ對スル制裁

第〇條 組合員ニシテ昭和十六年十月一日以降ノ經濟統制違反ノ爲起訴セラレタルトキハ本組合ハ當該組合員ニ

對シ左ノ處分ヲ爲ス

一一一

一、當該違反ガ本組合關係物資ナルトキハ之ガ配給ヲ半減又ハ停止スルコト
但特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ承認ヲ受ケ情狀ヲ斟酌スルコトヲ得

二、其ノ者本組合ノ役員ナルトキハ辭任セシムルコト

第〇條 組合員前條ノ起訴ニ依リ有罪（罰金刑以上）確定シタルトキハ本組合ハ當該組合員ニ對シ左ノ處分ヲ爲ス

一、當該違反ガ本組合ノ關係物資ナルトキハ直チニ之ヲ除名スルコト但特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ承認ヲ受ケ情狀ヲ斟酌スルコトヲ得

二、當該違反ガ本組合ノ關係物資ニ非ザルトキト雖本組合ノ役員ナル場合ハ直チニ解任スルコト。

第七號議案 理事、監事、統制委員選任の件

理事、監事、統制委員の選任方を農林省當局に指名一任方滿場一致承認ありたるを以て臨席中の農林省渡邊事務官左の通指名したり依て承認することに決議す。

一、理事

高野喜一

仁藤兵助

阿部熊藏

河内宗次

小出春吉

山下忠作

堀尾好光

藤原末吉

西田作治

山本厚

平島徳太郎

以上十一名

一、監事

佐藤留吉

齋藤辰丸

木村信一

以上三名

一、統制委員

工藤正藏

柏村嘉平

猪俣正一郎

吉田平八

村上昇

福島依兵衛

松元昌藏

以上七名

次いで新理事決定せるを以て役付理事の指名一任方を農林省渡邊事務官に依頼するの件滿場一致承認したるを以て左の者を指名したり依て承認することに決議す。

理事長 河内宗次

常務理事 阿部熊藏 堀尾好光

尙副理事長、専務理事は當分設置せず

第八號議案 次期役員改選の際に於ける詮衡委員選出の件

明十七年四月末日を以て現役員は任期滿了に付次期役員改選詮衡委員選出は各支所別に候補者詮衡を一任今回同様の手續をなすことに決議す。

四、地區内に於ける當該商業に關する同業組合との關係

該當なし

五、當該商業並所屬組合員の營業狀況

大東亞戰爭の進展は占領地の擴大となり輸送機關の増大を來たし自然船舶の需要急なるものあり國民生活必需物資の輸入も兎角不圓滑は免れず爲に本業界の依存度大なる朝鮮滿洲産大豆の出廻りも窮屈になり全國的に休業

一三三

者の累増を見、營業不振を來たしたるも本會は常に政府の方針に則り適正なる配給の確立と業界の刷新並國民の體位向上の萬全を期せしがため屢次業態の窮狀を關係當局へ具申し來たれるため漸次認識を得、加ふるに船舶の増産は重要國策として確立されたるを以て企業整備の實施と相待ち計畫配給の圓滑を期待し得らるるものと思料す。

(2) 會務報告

一、公判に關する件

本會關係經濟事犯の控訴は申請中の旨客年十二月十九日の臨時總會に於て御報告致しましたが、漸く本年六月十日公判開廷の通知を受けました其の後都合に依り來る六月二十五日に延期の通知がありました。

本會は引續き辯護士大脇松太郎氏外一名に委嘱し最善の努力を致して居ります。

二、山本理事死亡に關する件

本會理事山本厚氏は永らく病氣のため靜養中でありましたが五月十五日藥石の効なく永眠致されましたので本會は早速弔電を發し香奠並花輪を贈呈し哀悼の意を表しました謹みて御報告致します。

三、分賦金納入狀況に關する件

十六年度分賦金は納入期日を多少經過致しましたが全國各位の絶大なる御支援と本會各支所の御連絡に依り六月五日全部完了致しましたので商組中央會と農林省團體課並に工業食品課に其旨報告致して置きましたが本年度から期日通り拂込方を願ひます。

四、定款改正並理事選任認可の件

臨時總會に於ける決議に基きまして夫々一月六日申請書提出中のところ漸く定款は六月一日理事選任は六月八日認可書を受理しました。

斯くの如く認可書の遅延しましたのは經由官廳の各課整備係員の交迭等の事由に依り之が取扱に阻誤を來たしましたので今後は斯様な手違はないものと考へます。

五、大豆統制株式會社の他社と併合するの件

日支事變を契機として諸油脂の需要量は漸次増加の度を加へて參りました。然るに今次の大戦争が勃發しまして以來礦油は勿論の事でありますが、動、植物油脂の需要は頗る増大したのでありますけれども供給が中々困難でありますので工業用、食用等に稍もすれば配給の圓滑を缺く場合があります。

併し乍ら大東亞戰域の擴大に伴つて世界植物油脂の寶庫たる南方にはコブラ椰子や「パーム」等の採油資源が多いで是等のものを相當量獲得する可能性が生じたのであります。

果して之が實現を見るに至れば動植物油脂の需給調整せねばならないので統制上現在設立されて居る大豆並大豆油統制會社たる日本大豆統制株式會社、植物油脂並植物油脂原料の統制會社たる日本油料統制株式會社、南洋諸島の「コブラ」を取扱ふ日本コブラ統制株式會社と魚油を取扱ふ魚油配給統制株式會社の四社を併合して一元的統制せねばなりません。そこでその機關として帝國油糧統制株式會社を新に設立し九月一日に創立總會を開催せんとして五月卅日に之が承認方の臨時總會がありました。

この新會社は資本總額參千貳百拾八萬五千圓で、一株の金額は五拾圓であります。それ故に九月一日以後の會社名は變り、株券面も變りますけれど第二回拂込は現在ないと思ひますから御承知願ひます。

六、前理事長と事務引継完了に關する件

前理事長下谷勇藏君が自己名儀としてあつた日本大豆統制株式會社株券五百株並配當金は此程引渡を終了し全事務に對し何等關係なくなりました。

四、指 示 事 項

一、配給の圓滑化の對策に關する件

吾々の如き食糧品を製造し、配給する任務を有する者の職域奉公は消費者各層に對し完全なる配給をなすべきである。

然るに未だ配給方法の適正を缺くが爲め圓滑に配給されざるの誹あるは寔に遺憾なる次第である

希くば之が對策として通帳制、切符制、登録制等を施行して消費者に普遍的に配給する方法をとつて萬遺憾なきを期せられたし

二、經濟道德遵守方の件

國防國家の建設に一億の國民が一九となつて邁進して居るが、之と共に吾々國民は道義國家を建設して國家が世界新秩序確立に努力するのに對し協力せねばならない

その爲めには吾々經濟人は經濟道德を遵守して道義日本の姿を顯現せねばならない各位の深愼なる指導の徹底方を切望す

三、組合の經營に萬全を期せられたき件

組合の任務が準國家的機關として國策に協力、業界の指導的立場にあるの秋、吾々組合經營の任に當る者は、内

に在つては業界の師表となり、外に對しては國家機關の指示をば責任を以つて果すべき態度を保持し、且つ信用を獲得せねばならぬのに、未だ是等を認識せずして組合經營に對し甚だ遺憾の點多く就中役員の椅子を爭奪的行爲を敢行して之を凌辱し果ては業界を攪亂する者あり、宜しく世局を展望して相互扶助の精神に則り圓滿に組合經營の任に當られん事を切願す。

五、協 議 事 項

第一號議案 總會議事細則制定の件

要旨 組織ある經營體に於ては本案の如き規程を制定すべきが當然にして定款第八十五條に明示しある處なり (附錄一號參照)

第二號議案 事業執行細則制定の件

要旨 經營體の事業執行に關しては成文の龜鑑を要すべきものにして之を軌範として執行の任に當るは勿論にて會員相互も亦之を遵守し實踐して會務運營の圓滑を圖つて本會の發展に資すべきなりと信ず依て定款第三十八條に依り之を制定せんとす協賛を乞ふ (附錄二號參照)

第三號議案 濾過布配給規程制定の件

要旨 綿製品の配給は極めて重要にして指定用途以外に流用するに於ては重大なる結果を招來するに付之が嚴重なる監督指導を要す依而之を成文化して過誤なきを期したきに付制定せんとす (附錄三號並説明案參照)

第四號議案 十七年度事業計畫承認の件

要旨 國家の要請と業界刷新、並向上せしむる點に主眼を置き本年度は附錄記載の如き計畫を建て實踐せんとす

(附録四號参照)

第五號議案 食糧報國隊設置の件

要旨 國防國家建設の大目的に協力する爲めには吾々業者は食糧の生産を高効率化して消費者に對し配給を圓滑にすべく積極的に且つ連絡統一性ある運動を起して國家目的に協力せねばならない。其故に産業報國隊の精神と商業報國隊の精神とを體得すべき方策を實踐し、併せて經營の刷新を圖つて時艱を克服すべきである其の要綱別紙附録第五號の通りである。

第六號議案 負擔金(配給手数料)制度廢止の件

要旨 從來取扱商品に對し統制料と配給手数料とを徴收し居たるも經營體の基礎を強固にし、運營の刷新等の見地から負擔金制度を廢して統制料及分賦金制度とし分賦金は之を消費人口割に賦課せんとす。

從て濾布の配給手数料(負擔金)並凝固材類の配給手数料は當然廢止となる結果となり(附録第六號参照)

○備考 十七年度の豫想收入金額は

濾布 壹萬貳千圓
凝固材 壹萬五千圓

第七號議案 分賦金承認の件

要旨 第六號議案にて明示し之が説明せし如く取扱商品の負擔金の徴收を止めて之を統制手数料とし、且つ又大豆、油類等の統制手数料をも本分賦金中に含め一切を消費人口割に賦課したきに付別表の通り承認せられたし(附録第七號参照)

第八號議案 本年度最高借入高並取引銀行承認方の件

要旨 本案は大體從來の例に徴すれば、十五年度三百萬圓なりしも現在の本會事業より見れば本年は五十萬圓以内とし、取引銀行は

安田銀行
住友銀行
商工組合中央金庫

の三行に決定したし。

第九號議案 十五年度剩餘金處分案承認の件(監事説明)

要旨 既に決算報告なせる通り前任者の整理をなしたるものにして鋭意調査しその精確さを認め提出したるに付承認を望む。(附録第九號参照)

○備考 十五年度は分賦金を徴收せざるに付組合法第廿三條の本文に依り決算書は報告に留めたり。

○法文拔萃

第廿三條 經費を組合員に分賦する商業組合に在りては其の經費の收支豫算及分賦收入方法は總會の議決を経べし。(以下省略)

第十號議案 十六年度決算書並剩餘金處分案承認の件(監事説明)

要旨 別表第十號附録の通りに付附帶決議と共に承認せられたし。

第十一號議案 役員等報酬手當に關する件

要旨 一、本年度は役員に

六千五百圓以内

二、統制委員に

千二拾圓以内

但し理事者にして兼務の者には支給せず主眼は員外者に置き、以て員内にも分ちたきに付前年より増額す。(附録十一號参照)

○附帯決議

其一、本年度は理事改選にして本總會に於て之が決定を見るも、主務官廳の認可書下附迄相當の時日を要するに付常勤理事には就任時より報酬並手当等支給し差支へなきとの特別承認を切望す。

其二、昨年十二月の臨時總會に於て補缺理事として選任されたる理事の認可書は經由官廳の都合の爲め認可遅延し、其の爲め阿部常務理事に報酬手当等支給するの根據生起せず、實費負擔の原則から見て甚だ矛盾するに付就任の十二月より總會時迄の實費支出を特別承認せられたし。

第十二號議案 十七年度事業豫算承認方の件

要旨 本案は十七年度事業計畫案を中核として編成せるものに付、前年度に於ける業績と業界の刷新方策の實踐認識され、本年も同様に躬行し以て國家の要請に應へんとすれば御勘考の上全面的の承認を切望す。(附録弟十二號参照)

第十三號議案 業界功勞者表彰の件

要旨 國民生活上副食品製造業にして今や重要な部分の擔當者として社會より認識さるゝに至りたるは、一面時局の然らしむる處なるも他面粒々皆辛苦の精神を以て名を他に求めずして家業に營みたる先覺者諸君の功績

の然らしむる處であらう、されば是等の人士を表彰して永くその功に酬ひ且つ會の歴史に残さねばならぬ、茲に於て理事者はその該當者を嚴選して表彰狀を授與せんとす、御賛意を望む。

(承認あり次第發表し授與するに付拍手を贈られむことを希ふ)

第十四號議案 飛行機献納に関する件

要旨 嘗て前線と銃後とは一體であつて其の辛苦を彼地に走せて想起せよと唱へたが、戦域の擴大に伴つて吾々の觀念は世界觀に立脚せねばならなくなり、一億國民の總力態勢に推移した今日、吾々業者の今日あるを思へば業界のみにも強き一丸となつて戦はねばならぬであらう。

この意味から業者の眞心と業界の進軍とを表現する爲め、陸、海軍に對し飛行機を献納して微意を表さんとす。

第十五號議案 理事任期満了に付改選の件

要旨 現理事の任期は本年四月末日を以て満了したり(定款の附則に依り)

参考 附 則

第六十五條の規定に拘らず創立當初の理事の任期は昭和十七年四月末日を以て監事の任期は昭和十六年四月末日を以て満了す

○「第六十五條末項に役員は任期満了後と雖も後任者の就任する迄仍其の職務を行ふものとす」とあり現在に至る。

第十六號議案 表彰規程制定の件(附録十三號)

◎以下關係別表

第一號議案附錄第一號

總會議事細則

- 第一條 會議ノ爲メ招集ヲ受ケタル議決權所有者ハ開會前豫メ理事長ヨリ通知シタル會議場所ニ參集スベシ
- 第二條 前條ノ參集者ハ會議場ニ其ノ日設クル受付ニ召集書ヲ呈示スベシ
代理者出席スル場合ハ本人ノ委任狀ヲ持參シ豫メ議長ノ承認ヲ受クベシ
- 第三條 會議場ニ於ケル席次ハ到着順又ハ指定ノ席ニ依ルベシ
- 第四條 會議ノ時間並ニ議事ノ終始ハ議長之ヲ定ム
- 第五條 總會ノ議長ハ定款第八十一條ニ依ル
- 第六條 議事開始ノ時刻ニ至リタルトキハ議長其ノ席ニ着キ出席人員ノ法定數ヲ調査シ之ガ有効ニ成立シタルヲ確認シタル後會議ヲ開クコトヲ宣告スベシ
議長開會ヲ宣告セザル間ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ得ズ其ノ延會又ハ閉會ヲ宣告シタル後亦同ジ
總會ニ於テ議長ハ議事進行係或ハ議場整理係ヲ設クルコトヲ得
議長ハ開會ニ引繼ギ總會決議錄署名者二名以上ヲ出席者中ヨリ指名スベシ
- 第七條 發言セントスルモノハ議長ト呼ビ所屬ノ組合名自己ノ氏名ヲ唱ヘテ議長ノ許可ヲ受クベシ

二人以上發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先言者ト認ムル者ヲ指シ發言セシム。發言スル者ナキトキハ議長ハ異議ナキモノトシテ其ノ旨ヲ宣告スルコトヲ得

第八號 議事中特ニ審議ヲ要スルモノアルトキハ投票又ハ議長ノ指名ヲ以テ委員ニ附託シテ審議スルコトヲ得

第九條 討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ズ但シ議事ノ進行ニ關シテハ此ノ限ニアラズ

第十條 發議及動議ハ開會前書面ヲ以テ議長ニ提出シ五名以上ノ賛成者ヲ要スルモノトス、議長ハ之ガ採擇ヲ議場ニ

諮リソノ承認ヲ求ムベシ

第十一條 議長意見アリテ自ら討論ニ與ラントスルトキハ其ノ席ヲ副議長ニ譲リ議席ニ着キ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ議題ノ採決ニ至ルマデ議長席ニ復セザルモノトス

第十二條 採決ノ方法ハ舉手起立又ハ投票ヲ以テシ議長ノ定ムル所ニ依ル但シ異議ナシト認ムル者比較的多數ノ場合

ハ之ヲ採決スルコトヲ得

第十三條 議長ハ採決ノ結果ヲ宣告スベシ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十四條 出席者ハ可否何レカノ數ニ入ラザルコトヲ得ズ
採決ノ際議場ニ在ラザル者ハ表決ノ數ヨリ之ヲ除外ス

出席者ハ採決後自己ノ爲シテ表決ニ對シ更正ヲ求ムルコトヲ得ズ

出席者ハ直接自己ノ身上ニ關スル議事ニ付テハ採決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第十五條 修正ノ動議ハ原案ニ先立チ採決スルモノトス
同一ノ議題ニ付數個ノ修正動議アルトキハ議長ハ原案ニ最モ速キモノヨリ順次採決スベシ其ノ順序ハ議長之ヲ定ム

第十六條 議長ハ發言者未ダ盡キズト雖モ其ノ議論徒ニ冗長又ハ不穩ニ流レ或ハ議題外ニ涉ルモノト認ムルトキハ之ヲ制止直ニ採決スルコトヲ得若シ議長ノ制止ヲ聽カザルモノアルトキハ議長ハ之ヲ議場ニ諮リ退場ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 議場ノ言論ハ自由ナリト雖モ治安上風紀上若ハ人身上ノ毀譽褒貶ニ涉ルコトヲ得ズ

議長ハ前項ニ抵觸スルノ惧アリト認ムルトキハ之ヲ中止セシムルモノトス

第十八條 議長ハ開會ニ先立ち出席及缺席員數ヲ議場ニ報告スベシ

第十九條 開會ノ時限ヲ過ギ出席者定員ニ滿タズ議事ヲ開クベキ見込ナキトキハ議長ハ延會ヲ宣シ流會スルモノトス

第二十條 議事中ニ出席シタル者又ハ退席セントスル者ハ議長ノ許可ヲ求メ其ノ許諾ヲ得テ着席又ハ退席スベシ

第二十一條 議案ハ豫メ提案シタル議題ノミニ限ル但シ議長ガ緊急止ムヲ得ザルモノト認メ提案シタル場合ハ此ノ限ニアラズ

第二十二條 議長ハ決議録ヲ作り左記事項ヲ記載シ決議録署名者ニ署名捺印セシムルモノトス

一、開閉會ノ年月日時

一、出席者員數

一、定數

一、會議ノ目的タル事項

一、動議提案者ノ氏名

一、決議事項

一、可否數ノ調査ヲ爲シタルトキハ其ノ數

一、監督官廳其ノ他臨席者ハ職氏名

一、前項ノ外議長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十三條 議案ノ審議ニ關シ委員附託トナリタル場合委員ハ會議ノ議決ニ依リ投票又ハ議長ノ指名ヲ以テ之ヲ選任ス

委員ノ數ハ奇數トシ其ノ員數ハ會議ノ決議ニ依ル

第二十四條 前條ノ委員ハ互選ニ依リ委員長一名ヲ定ム但シ委員長選舉ノ爲委員ヲ招集スルトキハ議長ニ於テ其ノ手續ヲナスベシ

ヲナスベシ

第二十五條 委員長ハ委員ヲ招集シ議事ヲ整理スルモノトス

第二十六條 委員會ハ半數以上ノ出席アルニ非ザレバ議決スルコトヲ得ズ

第二十七條 役員及當該委員ニ附託シタル案件ノ發議者若クハ動議提出者ハ其ノ委員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

得但シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第二十八條 委員會ノ審議終リタルトキハ委員長ハ其ノ旨議長ニ通知シ且當該委員會議ノ經過及其ノ結果ヲ總會ニ報告スベシ但シ委員長事故アルトキハ委員中ノ一人ヲシテ代理セシムベシ

スベシ但シ委員長事故アルトキハ委員中ノ一人ヲシテ代理セシムベシ

第二十九條 本規程ニ別段ノ定メ無キ事項ハ普通會議法竝ニ定款ノ定ムル所ニ依ル

第三十條 本規程ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

(字句ノ問題ハ理事會ニ一任スルモノトス)

事業執行細則

第一章 總則

第一條 本會ノ事業執行ハ凡テ本細則ニ依リ處理スルモノトス

第二條 理事長ハ左ノ事項ニ付テハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ執行ス

一、總會及臨時總會、營業統制委員會等ノ招集並提議案

二、借入金ノ借入方法及其ノ金額

三、剩餘金ノ處分案

四、豫算經費外ノ支出

五、統制會社其他之ニ類スル團體ヘノ加入或ハ參加ノ場合ニ於ケル經過

六、種類ノ施設ヲ爲サムトスル場合

七、諸種ノ契約ヲ締結セムトスル場合

八、其ノ他必要ナル事項

第三條 理事ハ常ニ會務ノ動向ニ關心ヲモチ隨時意見ヲ述ブベシ

第四條 理事、監事並諸委員ニシテ本會ヨリ出張等ノ依囑アル時ハ之ガ職分ヲ果スノ責務ヲ有ス

前項ノ場合輕微ナルモノハ口答、其ノ他ハ報告書ヲ提出スベキモノトス

第五條 理事ハ會員ヨリ陳情又ハ意見書等ノ提出アリタルトキハ直チニ適宜ノ措置ヲトルベシ

第六條 理事、監事並諸委員ハ常ニ會務運營ノ發展ヲ圖ルト共ニ調査、研究、指導ニ努力シ經營ヲ刷新、向上ニ盡ス

ベキモノトス

第七條 理事ハ職員ノ生活安定並向上策ヲ圖ルモノトス

會員タル聯合會、組合ノ理事、監事亦同ジ

第二章 服 務

第八條 職員ハ採用ト同時ニ誓約書ニ保證人二名ノ連署捺印ノ上提出スベシ

理事長ハ之ガ不必要ト認メタルトキハ前項ニ依ラザルコトヲ得

第九條 職員ハ常ニ鞏固ノ精神ヲ服膺シ、規律ヲ遵シテ健全ナル心身ヲ涵養スベシ

第十條 職員ハ役員並上司ノ命ヲ受ケ勤務シ苟クモ業務上ニ得タル秘密ヲ漏洩スルガ如キ行爲アルベカラズ

囑託ハ職員ト看做ス

第十一條 職員ハ濫リニ解職サルルコトナシ

第十二條 職員左記各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ズルコトヲ得

一、兵服ニ服シタルトキ

二、徵用サレタルトキ

三、會務ノ都合ニ依ルトキ

四、病氣缺勤九十日以上ニ及ブトキ

第十三條 休職期間ハ滿一ケ年トシ、特別ノ事由アルトキハ理事長之ヲ延長スルコトヲ得

休職中ハ之ヲ勤績ト看做ス

第十四號 職員ニハ一ケ年ヲ通ジ其ノ勤務狀況ヲ査定シ事務ニ支障ナキ限リ二週間以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得
特別勤務ニ服シタルトキハ特別慰勞休暇ヲ與フルコトヲ得

第三章 給 與

第十五條 職員ノ俸給ハ年齢、學歷、職歴等ニ依リ定メ、其技能、勤務期間ニ依リ年一回若クハ二回昇給セシムベシ
前項ノ内規ハ別ニ理事會ヲ以テ定ム

昇給ノ額ハ一年ニ二割ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第十六條 應召者ノ給與ハ理事長之ヲ定ム

第十七條 職員ニハ家族手當ノ外職務ノ性質等ニ應ジ手當ヲ給ス

必要ニ依リ特別手當ヲ給與スルコトヲ得

第十八條 職員、公務或ハ公務ニ起因セリト認めラルル傷害並疾病ヲ惹起セシトキハ相當ノ見舞金ヲ支給スルモノトス

死亡ノ場合ハ殉職トシテ弔慰金ヲ家族ニ支給ス

理事、監事、委員ニ之ヲ準用ス

第十九條 休職中ハ原則トシテ俸給其ノ他ヲ給與セザルモノトス

但シ事情ニ依リ本項ニ依ラザルコトヲ得

第二十條 理事、監事ニシテ出勤出來ザル事情アリテ其ノ期間六十日以上ニ亙ルトキハ理事會ニ諮リ其ノ受クベキ報

酬並手當等ハ支給ヲ停止スルコトヲ得
各種ノ委員亦同シ

第四章 賞 罰

第二十一條 理事、監事各種委員ニシテ會務運営ニ支障ヲ來スベキ行爲、言辭等ヲ爲シタルトキハ理事會ニ於テ其ノ措置ヲ講ズベシ

必要ニ依リ査問委員ヲ擧ゲ之ヲ調査シ總會ニ報告スルモノトス

會員タル組合等ノ役員ニシテ前二項ニ該當スルトキ亦同シ

第二十二條 本會ニ對シ故意或ハ重大過失ニ因リ損害ヲ與ヘタルトキハ監事ノ意見ヲ徵シ之ヲ辨償セシム

第二十三條 本會ニ對シ其ノ功績顯著ナリト認めタルトキハ其ノ組合並關係者ニ對シテハ理事會ノ議ヲ經テ定款第卅七

條第八號ニ據リ表彰スルコトヲ得

職員ニ付亦同シ

社會、國家ニ對シ貢獻シ其ノ功績顯著ナリト認めタル場合亦同シ

前三項ノ表彰ハ總會ニ之ヲ報告スルモノトス

第五章 附 則

第二十四條 本總則ニ疑義ヲ生ジタルトキハ理事長之ヲ決ス

第二十五條 本則ハ監事ノ意見ヲ徵シ理事會ノ議ヲ經ザレバ變更スルコトヲ得ズ

第三號議案附錄第三號

濾布配給業務取扱規程

(案)

110

第一條 纖維製品配給消費統制規則ニ基キ割當ヲ受ケタル豆腐製造用濾布ノ配給業務取扱ニ關シテハ、本規程ノ定ムルトコロニ依ル

第二條 濾布ハ各號共全部ヲ加工ノ上配給ナスモノトス

各道府縣聯合會(以下縣聯ト稱ス)ハ當時濾布ノ規格ヲ本會ニ報告ナシ置クベシ

變更アリタル場合ハ直チニ之ガ通知ヲナスモノトス

第三條 濾布ノ配給ハ各道府縣内ノ使用分ヲ一括シテ縣聯ニ爲スモノトス

第四條 濾布配給ニ當リテハ原布料及加工賃ノ外ニ原反一反分ノ原布料ニ對シ百分ノ三以內ノ布減料ヲ平衡資金トシ

テ加算スルモノトス

前項ノ原布料、布減料ニ錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ四捨五入法ニ依ル

第五條 前條平衡資金ノ運営ニ關シテハ理事會ニ於テ審議決定ス

第六條 各道府縣聯ノ配給數量ハ原料大豆ノ使用量ヲ基準トシテ按分シ其ノ反數ノ範圍ニ於テ加工製品ノ配給ヲナス

第七條 前條ニヨル配給濾布ハ正當ノ事出ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第八條 本會ニ於テハ割當ヲ受ケタル濾布總反數ノ內百分ノ三以內ヲ保安管理トシテ保有シ、軍納若クハ緊急已ムヲ

得ザル事情アル場合之ガ配給ヲナスモノトス

第九條 聯合會或ハ組合ニアリテハ下部消費者ヘノ配給明細簿ヲ常備シ隨時本會ヨリノ照會等ニ關シ支障ナカラシム

ルコトヲ要ス

第十條 本會ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係帳簿共ノ他ノ書類ニツキ所要ノ檢査ヲナシ所要ノ措置ヲナスモノトス

第十一條 配給濾布ハ當該用途以外ノモノニ之ル使用スルコトヲ得ズ

第十二條 配給濾布ハ當該消費者以外ノ者ニ使用セシメ若クハ讓渡ヘルコトヲ得ズ

第十三條 纖維製品配給消費統制規則並ニ本規程ニ定ムル事項ニ違背シタルトキハ配給ノ減量、取消又ハ停止ノ處分

ヲ爲スモノトス

第十四條 前條處分ノ適用ニ就テハ商工省、並ニ纖維需給調整協議會ノ承認ヲ得テ之ヲナス

第十五條 濾布ノ使用ハ原則トシテ左ノ區分ニ依ルモノトス

- 一 號 掉袋
- 二 號 落シ、口張、桶敷
- 三 號 落シ、口張、桶敷、箱敷布、板敷布

第十六條 配給濾布ハ原則トシテ鐵道便ヲ以テ發送シ荷爲替ヲ以テ代金ノ決済ヲナスモノトス

前項ノ取扱ハ日本豆腐道具商業組合ヲシテ代行セシム

第十七條 本會ニ於テハ各組合並聯合會ノ配給數量決定シタルトキハ豫メ之ガ通知ヲナスモノトス

第十八條 本規程ハ總會ノ議ヲ經ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

附 則

第六條ニヨル配給量ハ當分ノ間、偏在ノ調査ヲナスタメ、其ノ數量ニ加減アルモノトス

濾布配給業務取扱規程(案)説明

從來本會における濾布の配給業務は申込制度に依つて行つて参りましたが、昨今の如き逼迫情態に際會しては如何に情況參酌により加減をしても申込の數量に著しい差があり、併も全然申込の無い縣もある様な状態なので判然たる配給規程が制定されたい限り計劃配給の完璧を期し得ないのであります。

諸般の情況を綜合して觀るに棉花事情の逼迫は相當の永續性を豫想さるのであります。この物の不足な時代には何よりも公平なる配給の計劃が緊要のことであり、その物の不足な時代

それには如何にしても配給規程の制定が必要であり、斯くしてこそ曩に公布せられたる統制規則の精神に則ることになるのであります。

如上の事情から本規程立案の運びになつた次第であります。配給數量の算出基準、外二、三を除けば在來慣習的に行つて來た取扱方法を規程に折込んで判然たる根據を作つただけであります。

條文中使用制限、検査措置、罰則に就ては統制規則並に、纖維需給調整協議會の割當票發行規程の精神を敷衍したものであります。

第四號議案附録第四號

十七年度事業計畫

(案)

一、經濟倫理の宣揚方指導

要領 道義國家建設は東亞の指導者たる日本の責務なり。産業人は經濟活動すべきが本來の目的にして、遵守す

べきは普通人とは違ひ經濟倫理なり、行は經濟道德なるに我が業界を展望するに之が實踐の完璧を期する爲め

一層あらゆる角度より指導するを要す。

二、企業合同並經營の刷新指導

要領 中小商工業者の整理統合、並企業合同は、所謂産業の再編成は單に物資の不足に對する臨時對策に非ずして、其の經營體の缺陷を根本的に是正し、以て高能率生産性の昂揚と配給の適正化を圖り併せて勞務動員計劃上勞務の供出も併せて勞務動員計劃上勞務の供出も亦緊要事に付國家の要請する處急なれば統制ある指導を要す。

惟ふに、(一)經營の刷新は、徹底生活權の確立にあつて、將來の吾々業者は子女の教育的見地、自己の老後に於ける有終の美ある生活保持上、不可避的な疾病、其の他の對策上、或は社會生活の向上策より無駄を排除して、近代的の經營體とし、併せて衛生的な經營體に改變し子女をして歡喜と希望ある業態に刷新するの要あり。

(二)の企業合同は時局の要請なりと雖、現在の原料不足の際、補助原料たる燃料、電力其他の物の不足とに對處する爲め無駄を排除するを要す。又勞働力の合理化と製品の標準化等より見て甚だしき缺陷あり、故に前年度に引續き指導するを要す。

三、配給の適正と圓滑化

要領 蛋白質食品は動物性並植物性も甚だしく不足して國民の體位向上を阻害し居る現状にあるは周知なり。然

るに配給に相當の缺陷ありて偏在するの實狀は否めない、豆類が近々一般に配給し居らざる最大原因、原料の不足にありとするは別段説明を要せずと雖此の儘放任すれば業者の迷惑は左ること乍ら消費者を困窮させ刻へ敵性國家に對し食糧難たることを表明する結果となるを以て、配給の適正、圓滑化を積極化せんとす。

四、製品の生産榮養に關する研究

要領 安價と榮養とのみをセツトとした従来の消宣傳を止揚し古米より日本人には必須の食糧品にして殊に勞務者の如きは之を擷取せざれば勞働能率に重大なる影響を及ぼし又知識勞務者も亦動物性蛋白質のみにては能率を低下させるのみか、日本人の如き米食者に對しては特に植物性蛋白質が必要なる點に重點を置くべきで之が研究發表を計劃せり。

五、役職員の講習會開催

要領 組合の經營かその機構に於て完璧を期せり、するも、それを運營する人が最大なる要素なり、然るに新體制下に於て刻々推移するは組合體制にして一日たりとも之が研究及運營法を忽せにするを得ず。従て之が運營に當る役職員は必要なる情勢の把握、經營方法、整理要綱、連絡事務等幾多の知識、技能の錬磨を要すべきに付之を實施せんとす。

記

食糧報 國隊設置要綱

一、全豆聯に本部を置き、地方に支部を設け各支部が本部の連繫を保ち之が目的達成を圖るものとす

一、本部に本部長其の他に役職員を置き支部には支部長其の他挺身隊長或は報國團長等を置く

一、目的は商業報國隊と其の運動は酷似するも本報國隊は

イ、業者の經營刷新の援助

ロ、製品が消費者に對し完全配給策の指導

ハ、規格、價格違反者の絶滅方指導

ニ、最底配給量の製造對策

ホ、諸道具其の他の標準化

ヘ、業者の向上策の研究並指導

ト、業者の更生策、更生施設の整備實行

チ、勞務動員の參劃對策

リ、其の他

結論は吾々業者の經營法を近代化し且つ合理化して、社會的地位を向上せしめ、東亞の盟主たる祖國の特殊なる食糧品工業並商業を高能率の經營體たらしめる事にあり、かくしてこそ大にして高度國防國家建設の中核たる食糧品部門の王座に近づくのである。

第六號議案附録第六號

統制料ト配給手数料トノ區別並解釋

標記に關し屢々混同され、現在に至るも、公々然と之が混同して以て原料を取扱はぬのに手数料を徴收するは不都

合なりと放言せらるる同有之業界の爲め甚だ寒心に不堪處に御座候

惟ふに、組合結成當時の思想及び目的は、業界の發達を圖り會員相互の利益を増大すべく、共同仕入並斡旋、共同運輸同保管事業等を行ふべき趣旨なりとせば當然斯る觀念を持つも亦止むを得不得事と思料せられ候

されど此場合における手数料なる物の内容は

- 一、統制料
- 一、仕入手数料
- 一、配給手数料

とにして、本會の創立當初より約一ケ年間は誤謬觀念から統制料を取らず只單に配給手数料のみを徴收せし結果と推察致候。

然るに、原料品が政府の配給品となり而して統制令に基き自由買付出來ずして、配給品たる現物が、配給機關たる雜穀組合若くは大豆原料組合、油組合等の手を経て業界に流さるる以上配給手数料なる物は配達屋たる彼等の徴收すべき分野と相成候。

されば本會並に道府縣聯合會並組合等は現物を配給すべき機關に非ざれば之か手数料を徴收するは不當或は誤謬行爲と謂ふべき次第にして、統制經濟の強化に隨伴して何時しか統制指導機關と馴化し、政府命令の統制指導する實行團體と相成候へば吾々の現在徴收するは假令原料等の數量に據り手数料を取るとは謂へ實は統制料にして個別に負擔せしめ居るのは初期の定款に依るか或は便利的方法と謂ふべく候。

之と關聯して本會の存立意義に關し一言附言したきは本會は全國四十七道府縣の統制事業を行ひ、主務中央官廳に對し業界を代表して意見を述べ陳情歎願等を爲すの外諮問に答へ且つ官廳命令の傳達に政府の方針を全國に遵守實行せしむるの外、組合經營の刷新紛争調停、企業經營の合理化と業者の福利厚生策の研究指導等を爲す任務と責務とを

有し、苟しくも國策に反するが如き組合或は役員ありとせば之を是正せしむべき義務を有する次第に御座候

方今、種々の經濟協議會若くは營團等の設定さるるに當り、その中にも全國的業種團體を傘下に納め居るも別段原料等の割當をせず、所要經費を各自に負擔させ恰も商組中央會、全米商聯の如き形態を取り居候

漸次統制強化を迫る今日、組合形態はその本質的より見て積極化すべきものなるに付一層存立の意義を究明して相互に運營の妙を發揮し業界を刷新して國家の要請に應へねば相成ずと確信するが故、時局と全國的組合存立の認識を更に深められ他業種の背後にひさまづかさる様切望致居候

右此際敢て鮮明し誤解者の啓蒙の資と致度如斯に候

早々多謝

第七號議案附錄第七號

全豆商聯庶務第二六四號

昭和十七年四月廿七日

全國豆商商業組合聯合會

理事長 河内 宗次

道府縣聯理事長 殿

常勤理事 殿

主事、書記長 殿

拜啓 貴會益々御清榮之段奉賀候

十七年度分賦金徴收原案送附の件

通知

陳者昨今決算、豫算書類等の御作製に御忙殺の事と推察し御同情申上度候に就而協力會議にも各位の御協力を願ひたる通り十七年度より瀘過布、凝固材等の取扱料並に統制料等は全部分賦金と相成事に決定し、その具體案は通常總會にて承認の運びと可相成候處各府縣より豫算編成上本年度分賦金の金額を報知する様申入有之候に付別紙の通り昭和十五年十月一日の國勢調査に據る消費人口を基礎として原案を作製仕候條御閱覽被下度候
 本案に依れば消費者一人當り一年に、一錢二厘強月當り一厘強と可相成候 されど一業者當りは其府縣の業者數に反比例する事となり、即ち業者の多き地方は負擔額多少減するも、少なき地方は多く相成候この事は當然の理屈にして消費人口割とすれば最も正しく御座候
 之を例を以てすれば

例一、青森縣の人口約百萬人、業者五〇〇人にして分賦金年額千二百圓なりとせば、即ち

一業者當り一年に、二圓四十錢、月當り二〇錢となる。

例二、東京府は人口七百三十五萬五千人、業者三千三百三十九人にして、負擔額九千圓となりとせば

一業者當り一年に二圓六十九錢、月當り二十二錢五厘となる。

例三、廣島縣の場合を引例すると、人口百八十六萬九千人、業者千八百二十人、負擔額二千三百圓とせば、

業者一人當り一年に一圓二十六錢、月當り十錢強となる。

この三種を考察するに、廣島縣が業者が多く、青森縣が亞ぎ東京府が割合に業者が少ないと謂ふ結論に到達可致候
 扱而本會の業績を観るに、昨年二月長谷川油脂課長が全國に對し月三千圓以上割當出來ぬとの命令ありたるを

役職員の努力を以つて重要資料を作製して遂に、八九千應迄の配給実績を獲、又油の重要資料の提出と陳情とで家庭用にはその率負けたとは謂へ、他業態（全國的に見て）を凌駕し、更に瀘過布の金利、加工料等を合理化して年額約二萬餘金の負擔減をなし、剩へ凝固材の價格値下げと苦汁エキス鹽化カルシウムに關し一層低物價政策に順應させ而も優秀業者と契約したる結果、一年に四萬二千圓の負擔を減するの外、布の規格合理化並に道具商組の誠意と努力に依り本年より比較的廣巾層の利用と合理化とにより概算一萬圓の節等を斷行致候、之を會務運營上より見れば合計七萬二千圓程度即ち五萬五千人の業者當り

一圓三十一錢の負擔減實行致候

目下猶澄し粉二圓五錢のものを分賦金により一圓九十五錢（差一袋十錢）と可相成順序なれば近き將來更に値下げせしめんと計劃中に御座候間一層負擔減と可相成に付此點篤と御含み置被下度願上候

右此段御諒解旁々御依頼迄

匆々

第七號議案附錄第八號

分賦金明細表

(昭和十五年十月一日國勢調査に據る)

道府縣名	人口數 千人	分賦金 圓
北海道	三、二七二	三、四〇〇
青森	一、〇〇〇	一、〇〇〇
岩手	一、〇九六	一、〇〇〇
秋田	一、〇五二	一、〇〇〇
山形	一、一八九	一、一〇〇
宮城	一、二七一	一、三〇〇
福島	一、六二五	一、七〇〇
新潟	二、〇六四	二、二〇〇
東京	七、三三五	七、九〇〇
埼玉	一、六〇八	一、七〇〇
千葉	一、五八八	一、七〇〇
茨城	一、六二〇	一、八〇〇
栃木	一、二〇六	一、二〇〇
群馬	一、二九九	一、三〇〇
神奈川	二、一八九	二、四〇〇
静岡	二、〇一八	二、三〇〇
山梨	六六三	七〇〇
長野	一、七一一	一、八〇〇
岐阜	三、一六六	三、三〇〇
富山	一、二六五	一、三〇〇
石川	八二二	八〇〇
福井	七五七	八〇〇
三重	六四四	七〇〇
和歌山	一、一九九	一、三〇〇

四〇

道府縣名	人口數 千人	分賦金 圓
大阪	四、七九三	五、〇〇〇
京都	一、七三〇	一、九〇〇
奈良	六二〇	六〇〇
和歌山	八六五	九〇〇
滋賀	七〇三	七〇〇
兵庫	三、一三二	三、四〇〇
鳥取	四八四	五〇〇
岡山	一、三二九	一、四〇〇
香川	七三〇	七〇〇
徳島	七一九	七〇〇
愛媛	一、一七九	一、二〇〇
高知	七〇九	七〇〇
廣島	一、八六九	二、〇〇〇
島根	七四一	七〇〇
山口	一、二九四	一、三〇〇
福岡	三、〇九四	三、二〇〇
大分	九七三	一、〇〇〇
佐賀	七〇一	七〇〇
長崎	一、三七〇	一、四〇〇
熊本	一、三六八	一、四〇〇
宮崎	八四〇	九〇〇
鹿児島	一、五八九	一、七〇〇
沖縄	五七四	六〇〇
合計	七三、一〇四	七六、三〇〇

◎備考

百圓以下は四捨五入したり

第九號議案附錄第九號

昭和十五年度(自昭和十五年四月一日至昭和十六年三月三十一日)

財產目錄、貸借對照表、損益計算書

財產目錄

昭和十六年三月三十一日現在

資		產		內		譯		金		額	
流動資金	現金	手許	有	高							
預金	現金	住友當座預金			110,701,553						6,949,77
		安田當座預金			79,55						1,170,6
		中央金庫當座預金			7,7						3,50,87
諸未收入金		大豆負擔金			4,49,30						18,10,3
		油負擔金			2,69,5						
		苦汁負擔金			1,09,5						

賣掛金	澄シ粉負擔金	1,030,00	3,09,89
固定資產	日本豆腐道具商業組合		3,89,14
什器備品	金庫外二十六點		3,89,14
系統機關出資	一口出資一〇〇圓第一回拂込		6,000,00
商工組合中金出資金	金二〇圓六〇口分		45,000,00
關係會社出資	株式一株額面五〇圓內第一回拂込		45,000,00
日本大豆統制出資金	拂込二圓五〇、九〇〇〇株		9,97,5
準資產	日本精米製油過拂金		76,7
前渡金	日本製米製油會社運賃他四口分諸掛	1,77,110	1,48,81
立替金	輸出農產物會社手数料	191,3	4,37,61
假拂金	借入金及利息	11,37,61	
	數金及權利金	11,100,00	

前拂金	德興商店商品代金	四四	二,九四,八四
資産合計			五二,八二,四四

長期負債	借入金	商工組合中金株式證券擔保日歩一錢三厘	101,500.00
短期負債	買掛金	日本特免稿布元配會社布商品代金	101,500.00
諸未拂金		日本豆腐道具商組布破損補償	14,396.00
		商人支拂七件分	9,061.00
		年度末慰勞金	五,三三,六六
引當勘定		十六年度特別法人稅	八,六八三,三
公課引當金		日本特免帆布會社價格變動補償	七,七五,九
損害填補引當金			一二七,一八
負債合計			七,七五,九

退職給與引當金	諸商品減損價格變動引當	六,四八三,八一
準負債		
商工組合中金未拂込出資金	一口一〇〇圓ノ内未拂込額八〇圓六〇口分	110.00
日本大豆統制未拂込出資金	一株額面五〇圓未拂込額三七圓五〇九〇〇株分	三六四,八三,三六
日本大豆統制出資預り金	株預り金納入額	四,〇〇〇.00
假受金	組合員未認可ニ付出資預り金十三口分及未整理負擔金預り分	三三,七,五〇,〇〇
負債合計		一四,一五,〇〇
差引正味財産		八,三五七,三八
		四九〇,四三,二九
		四一,三九六,一五

貸借對照表 昭和十六年三月三十一日現在

流動資産	借方	貸方
現金	六,四九,七	101,500.00
預金	一,一〇,六	101,500.00
	三,五〇,七	一四,三六,七
長期負債		
借入金		
短期負債		

諸未收入金	一八,一八三	買掛金	九,〇六一,一三
賣掛金	二,〇九九,八九	諸未拂金	五,三三九,六六
固定資産	三,八九九,一四	引當勘定	八,六三三,一一
什器備品	三,八九九,一四	公課引當金	七,七,一三
系統機關出資金	六,〇〇〇,〇〇	損害填補引當金	七,七五,九
商工組合中金出資金	六,〇〇〇,〇〇	退職給與引當金	二〇,〇〇
關係會社出資金	四〇,〇〇〇,〇〇	準負債	三六四,八五三,三八
日本大豆統制出資金	四〇,〇〇〇,〇〇	中金未拂出資金	四,八〇〇,〇〇
準資産	九,九九,五	日本大豆統制未拂出資金	三七,五〇〇,〇〇
前渡金	七六,二七	日本大豆統制出資預り金	一四,一五,〇〇
立替金	一,九六,八一	假受金	八,三三,三八
假拂金	四,三七,六一	出資勘定	一五,四二,一六
前拂金	二,二四,八四	出資金	九六,七〇〇,〇〇
未拂出資金	七五,〇五,〇〇	法定準備金	二,五一一,〇〇
資産合計	六〇五,八五三,四	別途積立金	二,〇〇,〇〇
		本年度剩餘金	三,三三〇,一六

四六

損益計算書 (自昭和十五年四月一日至昭和十六年三月三十一日)

大豆負擔金	三,九五,八三	報酬手当	七,五〇四,九〇
油負擔金	二四,八三,二	職員給料	二,九五三,三四
布負擔金	九,四五,一三	職員賞與	五,三八二,〇〇
苦汁負擔金	四,七〇,〇〇	役職員旅費	五,九七,六七
澄シ粉負擔金	三,〇五,四〇	厚生費	三九,二八
預金利息	二九,〇〇	雜生給	三三〇,〇〇
雜收	四,二四,四	事務所費	二,五七,三
前期繰越金	一九,七五	通信費	一,三三,八四
合計	六,七四,五〇	交通費	三九,七三
利益額		損失額	
			六五,八五三,四

四七

印刷費	二、四八、八六
公課費	七、七、三
交際及接待費	三、〇六、六三
消耗品費	一、四一、二二
新聞圖書費	一一〇、二五
諸會議費	二、三六、八八
調查研究費	三、八三、八八
指導普及費	一、七四、一九
施設負擔金	二、一、〇〇
雜費	三、三二、二五
什器償却費	一、三三、七〇
品減格下	八、三六、九
小計	六、五〇、四四
差引當期剩餘金	三、二〇、一六
合計	七、七四、七〇

九號議案附錄第九號

昭和十五年度(自昭和十五年四月一日至昭和十六年三月三十一日) 剩餘金處分方法

本年度剩餘金 壹萬貳千拾八圓四拾壹錢
 前年度繰越金 壹百九拾壹圓七拾五錢
 合計 壹萬貳千貳百拾圓拾六錢

之ヲ處分スルコト左ノ如シ

法定準備金(剩餘金ノ四分ノ一) 參千壹百圓
 別途積立金 六千圓
 職員退職給與引當金 壹千參百圓
 次年度繰越金 壹千八百拾圓拾六錢
 右之通ニ候也

昭和十七年三月二十日

理事 河內 宗次
 常務理事 阿部 熊藏
 同 堀 尾 好光
 理事 高野 喜一

款項	目	歳出		摘要
		決算額	本年度	
第一目同	賦金	一三,六〇〇	三三,〇〇〇	△ 二〇,四〇〇
第四款分	賦金	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	〇
第一項分	賦金	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	〇
第一目同	賦金	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	〇
第五款雜	收入	二,五八,九四	五〇〇,〇〇	△ 二,〇八,九四
第一項雜	收入	二,五八,九四	五〇〇,〇〇	△ 二,〇八,九四
第一目同	收入	二,五八,九四	五〇〇,〇〇	△ 二,〇八,九四
第六款過年度繰越金	繰越金	二,五八,九四	一九一,七五	△ 二,〇八,九四
第一項過年度繰越金	繰越金	二,五八,九四	一九一,七五	△ 二,〇八,九四
第一目同	繰越金	二,五八,九四	一九一,七五	△ 二,〇八,九四
合計		八二,四五,〇三	八七,八六,七五	△ 五,三二,七二

第一項事業費	款項	目	歳出		摘要
			決算額	本年度	
第一項事業費	第一目	役員報酬手當	七,二八,七一	七,三〇〇,〇〇	△ 一,〇一,二三
	第二目	職員俸給費	一七,六六,二〇	一九,〇〇,〇〇	△ 一,三三,八〇
	第三目	職員手當	三,七三,八九	三,九〇,〇〇	△ 一六,一一
	第四目	統制委員手當	一一〇,〇〇	四〇〇,〇〇	△ 二九〇,〇〇
	第五目	職員賞與	八,一三〇,〇〇	八,一三〇,〇〇	〇
	第六目	役職員旅費	三,九六,七四	四,〇〇〇,〇〇	△ 八三,二六
	第七目	厚生費	一,一三九,六六	一,〇二〇,〇〇	△ 一五九,六六
	第八目	雜給費	一,八八,八九	一,六〇五,〇〇	△ 二二六,一一
第二項需要費	第一目	事務室費	三,〇二,一八	一四,七七一	△ 一四,七四八
	第二目	保險料	一,二〇〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇	△ 一,八〇〇,〇〇
	第三目	通信費	一〇,一一〇	五九,〇〇	△ 四八,八九
	第四目	通費	一,五〇七,三三	一,五〇〇,〇〇	△ 七,三三三
	第五目	印刷費	一五二,五六	二五〇,〇〇	△ 九七,四四
	第六目	燈火費	二,一八一,〇〇	二,五〇〇,〇〇	△ 三八八,〇〇
	第七目	公租公課費	二四六,〇五	三三〇,〇〇	△ 八三,九五
	第八目	交際接待費	七〇,六八	五,〇〇	△ 六五,六八
合計		二二,〇三,六六	一,七三〇,〇〇	△ 四三,三〇六	

第九目 消耗品費	二,二五,一八	二,一〇〇,〇〇	四六,八三	
第十目 備品費	一,五五,一〇	二,二五,〇〇	六七,〇七	次年度購入ニ繰延シタル爲メ
第十一目 修繕費	九,一四	三〇〇,〇〇	一〇九,八六	
第十二目 新聞圖書費	四〇,四九	三六〇,〇〇	八〇,四九	新體制等ノ研究ノ爲メ
第三項 會議費	七,六三,一一	四,九五,〇〇	二,六七,一一	
第一目 總會費	二,三三,一九	一,五〇,〇〇	七二,一九	
第二目 協力會議費	五九,六三	八〇〇,〇〇	一〇一,三六	
第三目 委員會會議費	五〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	
第四目 役員會議費	四,〇四,〇七	二,〇〇〇,〇〇	二,〇四,〇七	會合ノ回数多キタメ並汽車賃ノ値上ノタメ
第五目 事務會議費	二七,〇三	二八五,〇〇	一四,八七	
第二款 調查研究指導費	四,五七,一〇	六,〇一〇,〇〇	一,四三,八〇	
第一項 調查研究費	三,三三,九六	二,七九〇,〇〇	三三三,九六	
第一目 研究費	二,四四,〇〇	一,一九〇,〇〇	一,〇三,五〇	
第二目 調査費	二,八九,九六	一,五〇〇,〇〇	一,三九,五五	朝鮮大豆ノ調査費アルタメ
第二項 指導普及費	一,〇〇,〇〇	二,三二〇,〇〇	一,三九,六六	
第一目 指導費	一,〇〇,〇〇	一,一〇〇,〇〇	一一九,七六	
第二目 宣傳普及費	一,〇〇,〇〇	一,〇一〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	事件ノ惹起セシタメ一時中止

五四

第三項 會報圖書費	三三〇,〇〇	一,〇〇〇,〇〇	六四〇,〇〇	發行數少ナキタメ
第一目 同	三三〇,〇〇	一,〇〇〇,〇〇	六四〇,〇〇	
第三款 支所	八〇〇,〇〇	八〇〇,〇〇	八〇〇,〇〇	
第一項 支所	八〇〇,〇〇	八〇〇,〇〇	八〇〇,〇〇	
第一目 同	八〇〇,〇〇	八〇〇,〇〇	八〇〇,〇〇	
第四款 引當	一,一四,四六	三,三〇〇,〇〇	二,一〇五,五〇	
第一項 職員退職給與引當費	一,一四,四六	三,三〇〇,〇〇	二,一〇五,五〇	
第一目 同	一,一四,四六	三,三〇〇,〇〇	二,一〇五,五〇	
第二項 補填	一,一四,四六	一,三〇〇,〇〇	一〇五,五〇	
第一目 同	一,一四,四六	一,三〇〇,〇〇	一〇五,五〇	
第五款 施設負擔費	一,四七,五〇	一,七九,〇〇	三七〇,五〇	
第一項 施設負擔費	一,四七,五〇	一,七九,〇〇	三七〇,五〇	
第一目 中央會員擔金	一,〇〇〇,〇〇	三〇〇,〇〇	七〇〇,〇〇	特ニ寄附方懇請アリタルタメ
第二目 中金出資金	五〇〇,〇〇	一,一〇〇,〇〇	一,一五〇,〇〇	
第三目 商工聯盟費	一〇〇,〇〇	一五〇,〇〇	五〇,〇〇	
第四目 商業會議費	一八,一五	一〇〇,〇〇	八一,五〇	會議多キタメ
第五目 商業研究會費	六八,〇〇	一八,〇〇	四八,〇〇	

五五

日本大豆統制出資金
 準 資 産
 立 替 金
 假 拂 金
 未 拂 込 出 資 金
 資 産 合 計

六二,五〇〇,〇〇
 二,七一九,四
 六一九,四六
 二,一〇〇,〇〇
 九,四五〇,〇
 二六,二六九

日本大豆統制未拂込
 出資金
 關係會社出資預り金
 預り保證金
 假 受 金
 出 資 勘 定
 出 資 金
 法 定 準 備 金
 別 途 積 立 金
 前 期 剩 餘 金
 本 年 度 剩 餘 金
 負 債 合 計

四六,一五〇,〇〇
 三,一七二,〇
 四〇,〇〇〇,〇〇
 四,六四三,〇〇
 一七,一三四,八六
 一〇五,二〇〇,〇〇
 二,四七〇,〇〇
 一,〇〇〇,〇〇
 三,三三〇,一六
 四,四四七,七〇
 二六,二六九

六一

損 益 計 算 書

(自昭和十六年四月一日
 至昭和十七年三月三十一日)

科 目	金 額	科 目	金 額
大豆 負擔 金	二,三,五七,五七	報 酬 手 當	七,二八八,七二
油 負 擔 金	一,九,六〇	職 員 給 料	一七,六六六,一〇
豆 雪 負 擔 金	四,三七〇,〇八	職 員 諸 手 當	三,七八二,八九
瀧 布 負 擔 金	五,〇〇六,八二	委 員 手 當	一,一〇,〇〇
澄 シ 粉 負 擔 金	二,八五,五五	職 員 賞 與	八,三三〇,〇〇
苦 汁 負 擔 金	三,八三,四〇	役 員 旅 費	三,九六六,七四
鹽 化 カ ル シ ュ ー ム 負 擔 金	一,三三,八五	厚 生 費	一,三九六,〇〇
分 賦 金	四,一〇〇,〇〇	雜 給 費	一,一八八,八九
預 金 利 息	二,三,六八	事 務 室 費	一,八〇〇,〇〇
商 工 組 合 中 金 配 當 金	一,八,〇〇	保 險 料	一〇,〇〇
大 豆 統 制 會 社 配 當 金	三,三,五五	通 信 費	一,五七,三三
雜 收 入	二,五八,四四	交 通 費	一,五三,五五
		損 失 額	

六三

製		品		原		反			
區分	種類	規格	數量	單價	金額	區分	規格	數量	金額
一號	揀袋	五尺	二	一、二四	二、二六	一號	一四×三〇	八八反 一五碼	九五、九四
"	"	七、五尺	一、〇一四	一、五六	一、〇一、三三				
"	"	八、五尺	七〇	一、七四	三、二八〇				
"	板敷	二、五尺	二五	四	三、三五				
"	裁斷未製品	二〇、五尺	一〇	一、〇五	二、五、〇				
二號	箱布				二、五、〇				

昭和十七年三月三十一日 濾布櫛卸表

什器	八五、七〇
品減格下	九四、四六
損害填補金	一〇〇、〇〇
小計	七六、〇七、三三
當期剩餘金	四、四七、〇七
合計	八二、五四、四〇

六五

合計	八二、五四、四〇
印刷費	二、一、〇〇
燈火費	二、六、〇五
公課費	九、〇、六八
公及接待費	二、一〇、三、六六
交際費	二、一、五、一八
消耗品費	九、二、一四
修理費	四、四〇、四九
新聞圖書費	七、六、三、一一
諸會費	八、〇〇、〇〇
支所費	二、八、九、五五
調查費	一、六、四、四〇
研究費	一、〇〇、一、四〇
指導費	三、六、〇、〇〇
會報圖書費	一、三、七、五〇
施設費	六、〇、八〇
借入金利息	五、四、六、三、四五
雜費	

六四

同 同 同 同 同 同

仁 小 西 山 渡 平
藤 出 田 下 原 島
兵 春 作 忠 末
助 吉 治 作 吉 郎

監事意見書

昭和十六年度財産目録、貸借対照表、事業報告書（經費收支決算書）、損益計算書、剩餘金處分案を監査致候處適法にして正確なることを認む

昭和十七年六月十八日

同 同 監 事
齋 藤
齋 藤
辰 信
丸 一 吉

附帶意見

- 一、本年度に於ける分賦金の未納組合並聯合會が數ヶ所あるを遺憾とす
- 二、職員待遇の改善並補充の必要を認めたり

第十一號議案附録第十一號

役員等報酬手當に關する參考資料總會議事録より抜萃

一、十四年度

下谷理事長 貳百圓也、河内常務理事 貳百圓也 理事、監事各一名 五拾圓宛 計參百五拾圓也
但し河内常務理事は一ヶ月十日以上執務することとし報酬五十圓と決定せりと議あり

二、十五年度

理事 長 一名 貳千四百圓也 副理事長一名 五百圓也
常務理事 二名 六百圓也（一名參百圓宛）
理事、監事 貳千八百圓也（一名貳百圓宛）
事務理事は之を有給とし年俸貳千四百圓以内に之を定む 計八千七百圓以内

三、十六年度

一、一金七千參百圓以内 理事十一名、監事三名
但し常勤者には報酬、手當の月割にて支給するものとす 即ち理事長、常務理事一名
他は年二期に分ち手當及賞與として支給の方針なり

二、一金四百圓以内 統制委員
委員兼務の理事者には支給せず

以上

十七年度經費收支豫算案

(自昭和十七年四月三十一日
至昭和十八年三月三十一日)

歲入

款項	目	本年豫算額	前年豫算額	比較增減 △印減	摘要
第一款	事業收入	九,六〇〇,〇〇	四,四五〇,〇〇	△三,一五〇,〇〇	
	第一項 統制負擔金	九,六〇〇,〇〇	四,四五〇,〇〇	△三,一五〇,〇〇	
	第一目 大豆負擔金		二四,〇〇〇,〇〇	△二四,〇〇〇,〇〇	
	第二目 布負擔金	五,〇〇〇,〇〇	一〇,四五〇,〇〇	△五,四五〇,〇〇	
	第三目 凝固濟負擔金	四,六〇〇,〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇	△五,四〇〇,〇〇	
第二款	配當金	三九二,〇〇	三七五,〇〇	△一七,〇〇	大豆統制會社五株券百株ニ對シ
	第一項 配當金	三九二,〇〇	三七五,〇〇	△一七,〇〇	
	第一目 同	三九二,〇〇	三七五,〇〇	△一七,〇〇	
第三款	利	一六〇,〇〇	三五〇,〇〇	△一九〇,〇〇	銀行預金利子
	第一項 利	一六〇,〇〇	三五〇,〇〇	△一九〇,〇〇	
	第一目 同	一六〇,〇〇	三五〇,〇〇	△一九〇,〇〇	
第四款	賦金	七六,三〇〇,〇〇	四一,〇〇〇,〇〇	△三,三〇〇,〇〇	消費人口割ニ賦課
	第一項 分賦金	七六,三〇〇,〇〇	四一,〇〇〇,〇〇	△三,三〇〇,〇〇	
	第一目 同	七六,三〇〇,〇〇	四一,〇〇〇,〇〇	△三,三〇〇,〇〇	
第五款	雜收	五三〇,〇〇	五〇〇,〇〇	△三〇,〇〇	刊行物ノ賣上、廣告料、吉品賣却代
	第一項 雜收	五三〇,〇〇	五〇〇,〇〇	△三〇,〇〇	
	第一目 同	五三〇,〇〇	五〇〇,〇〇	△三〇,〇〇	
第六款	過年度繰越課金	八八七,八六	一九,七五	△六六八,一一	
	第一項 過年度繰越課金	八八七,八六	一九,七五	△六六八,一一	
	第一目 同	八八七,八六	一九,七五	△六六八,一一	
合計		八七,八七〇,〇〇	八七,八六六,七五	△三,三三	

歲出

款項	目	本年豫算額	前年豫算額	比較增減 △印減	摘要
第一款	事業費	六四,四八,〇〇	六五,〇七,〇〇	△六三,〇〇	
	第一項 人件費	四五,五〇,〇〇	四五,五五,〇〇	△一五,〇〇	常勤者ニハ月割ニテ報酬、手當ヲ出ス
	第一目 役員報酬手當	六五,〇〇,〇〇	七,三〇〇,〇〇	△八〇〇,〇〇	
第四款	賦金	七六,三〇〇,〇〇	四一,〇〇〇,〇〇	△三,三〇〇,〇〇	消費人口割ニ賦課
	第一項 分賦金	七六,三〇〇,〇〇	四一,〇〇〇,〇〇	△三,三〇〇,〇〇	
	第一目 同	七六,三〇〇,〇〇	四一,〇〇〇,〇〇	△三,三〇〇,〇〇	
第五款	雜收	五三〇,〇〇	五〇〇,〇〇	△三〇,〇〇	刊行物ノ賣上、廣告料、吉品賣却代
	第一項 雜收	五三〇,〇〇	五〇〇,〇〇	△三〇,〇〇	
	第一目 同	五三〇,〇〇	五〇〇,〇〇	△三〇,〇〇	
第六款	過年度繰越課金	八八七,八六	一九,七五	△六六八,一一	
	第一項 過年度繰越課金	八八七,八六	一九,七五	△六六八,一一	
	第一目 同	八八七,八六	一九,七五	△六六八,一一	
合計		八七,八七〇,〇〇	八七,八六六,七五	△三,三三	

第二目 職員俸給	一八、六〇〇.〇〇	一九、〇〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇	十九人一人平均八十一圓六十錢 物價手當(月俸ノ一割)繁多ニ依リ 當(職務ノ内容實ノ繁多ニ依リ 區別ス)
第三目 職員手當	三、九〇〇.〇〇	三、九〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	員外者ニ主眼ヲ置員内之ヲ亞ギ 年三十圓乃至六十圓ヲ支給十七 名分
第四目 統制委員手當	一、〇〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	五ヶ月分平均
第五目 職員賞與	七、七五〇.〇〇	八、三三〇.〇〇	四八〇.〇〇	統制事業等ニ關スル出張ノ旅費 實費(屬務規定ニ依ル)分、汽 車賃値上ニ付增加
第六目 役職員旅費	四、六〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	職員ノ家族手當(家族一人月三 圓)慶弔、病氣見舞等、職員慰 勞費
第七目 厚生費	一、五〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇	小使、給仕、臨時雇並休祭日等 ノ時間外勤務手當、警防手當
第八目 雜給費	一、六〇〇.〇〇	一、六〇五.〇〇	五〇.〇〇	
第二項 需要費	三三、一五〇.〇〇	三三、七七一.〇〇	二、四二二.〇〇	
第一目 事務室費	三、〇〇〇.〇〇	三、〇〇〇.〇〇	一九〇.〇〇	七月以後適當ノ場所へ修轉豫定 月三百圓ノ豫算
第二目 保險料	四〇〇.〇〇	五九.〇〇	一九.〇〇	火災保險料
第三目 通信費	一、〇〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	三三〇.〇〇	電信電話料、郵便料
第四目 交通費	一、〇〇〇.〇〇	二、五〇〇.〇〇	九〇.〇〇	職員市内交通料
第五目 印刷費	一、九〇〇.〇〇	二、五〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	定款、組合員名簿、會報印刷代
第六目 燈火費	三三〇.〇〇	三三〇.〇〇	三〇.〇〇	電燈、燃料、水道等ノ料金
第七目 公租公課費	五〇〇.〇〇	五二〇.〇〇	四八.〇〇	特別法人稅、市民稅、町會費等

第八目 交通接待費	一、〇〇〇.〇〇	一、七五〇.〇〇	一五〇.〇〇	會等ノ交際費 來客茶菓、食事 代
第九目 消耗品費	二、〇〇〇.〇〇	二、一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	事務用品、備品ニ該當セテ諸用 器
第十目 什器備品費	九〇〇.〇〇	二、一五〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	本箱、机、椅子、非常持出箱、 衝立
第十一目 修繕費	一〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	諸備品等ノ修理代
第十二目 新聞圖書費	三〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	六〇.〇〇	日刊新聞、業務用新聞雜誌、組 合關係圖書代
第二項 會議費	六、七六〇.〇〇	四、九五〇.〇〇	一、七三〇.〇〇	
第一目 總會費	一、九〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇	通常、臨時ノ二回、中食代會場 費並接待費
第二目 協力會議費	八〇〇.〇〇	八〇〇.〇〇	八〇〇.〇〇	
第三目 統制委員會費	四〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇		年二回開催ノ會場費、食事費並 接待費
第四目 役員會議費	三、一〇〇.〇〇	二、〇〇〇.〇〇	一、一〇〇.〇〇	理事會、監事會等年四回開催時 ノ旅費
第五目 全監事打合會	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	全國ノ監事ト組合監查事務打合 會ニ要スル會場費並食事、接待 費
第六目 事務主事會議費	四六八.〇〇	二八五.〇〇	一八三.〇〇	全國ノ事務主任者ヲ招集シ事務 改善策協議、費用ハ右ニ同シ
第七目 職員會議費	三〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	本會職員ノ事務打合會並研究會 ニ要スル諸費
第二款 調查研究指導費	七、二五〇.〇〇	六、〇一〇.〇〇	一、四四〇.〇〇	
第一項 調查研究費	二、八〇〇.〇〇	二、七二〇.〇〇	一〇.〇〇	企業合同、同整備、組合經營、 企業經營ニ關スル調査、研究

第一目 研究費	1,400.00	1,100.00	160.00	調査研究セシモノ實踐指導、統制指導、經濟倫理ノ指導宣傳普及並榮養ノ普及
第二目 調查費	1,300.00	1,500.00	150.00	
第二項 指導普及費	2,800.00	2,300.00	500.00	全役職員ニ對スル食糧報國商業報國組合經營並監督ノ講習經費組合指導者ノ教養並養成ニ要スル經費並組合經營ニ必要ナル印刷物發行費會報三回、圖書五回
第一目 指導費	1,500.00	1,100.00	400.00	
第二目 宣傳普及費	1,300.00	1,000.00	300.00	支所ノ經營管理費ノ補助並優良支所ヘノ助成金及各支所ニ於ル協議會諸費ノ補助
第三目 講習會費	500.00	800.00	300.00	
第四目 養成會費	800.00	1,000.00	200.00	支所ノ經營管理費ノ補助並優良支所ヘノ助成金及各支所ニ於ル協議會諸費ノ補助
第三項 會報圖書費	1,800.00	1,000.00	800.00	
第一目 同	1,800.00	1,000.00	800.00	支所ノ經營管理費ノ補助並優良支所ヘノ助成金及各支所ニ於ル協議會諸費ノ補助
第二目 同	1,500.00	800.00	700.00	
第三款 支所	2,500.00	800.00	1,700.00	支所ノ經營管理費ノ補助並優良支所ヘノ助成金及各支所ニ於ル協議會諸費ノ補助
第一目 支所費	2,500.00	800.00	1,700.00	
第二目 管理費	1,100.00	800.00	300.00	支所ノ經營管理費ノ補助並優良支所ヘノ助成金及各支所ニ於ル協議會諸費ノ補助
第三目 協成會費	400.00	1,000.00	600.00	
第四款 引當金	2,100.00	3,000.00	1,100.00	定款第九十一條ニ依ル俸給費ノ百分ノ十以上ノ積立基金
第一項 職員退職給與金	1,800.00	2,000.00	140.00	

第一目 同	1,800.00	2,000.00	120.00	取扱商品ノ品減、運賃其ノ他損害アリタル場合ノ補填金
第二項 補填費	1,800.00	1,100.00	700.00	
第五款 施設負擔金	850.00	1,700.00	850.00	全國團體ハ出資額ニ依リ最低三百圓
第一項 施設負擔金	850.00	1,700.00	850.00	
第二目 中央會負擔金	300.00	300.00	0.00	全國團體ハ出資額ニ依リ最低三百圓
第三目 工商聯盟費	150.00	150.00	0.00	
第四目 商業會議費	100.00	100.00	0.00	工商俱樂部會費及諸費
第五目 商業研究費	300.00	300.00	0.00	
第六款 持株拂込金	6,150.00	6,150.00	0.00	中央會支部負擔金商報會費
第一項 持株拂込金	6,150.00	6,150.00	0.00	
第七款 利息拂込金	1,600.00	1,600.00	0.00	中央會支部負擔金商報會費
第一項 利息拂込金	1,600.00	1,600.00	0.00	
第一目 同	1,600.00	1,600.00	0.00	中央會支部負擔金商報會費
第一項 同	1,600.00	1,600.00	0.00	

但シ特ニ前回ノ事績ヨリ優逸ナル場合ハ此ノ限ニアラス

第六條 表彰ハ事績ノ輕重ニ依リ之ヲ表彰狀、感謝狀、功勞狀トニ別テ記念ノ金品ヲ授與シ、表彰簿ニ其ノ内容ヲ記錄スルモノトス

第七條 表彰ヲ受ケタル者ト雖不都合ノ行爲アリタルコトヲ發見シタルトキハ、或ハ爾後之ヲ爲シタルトキハ事實ヲ調査シテ理事會ノ議ヲ經テ表彰ヲ取消シ、表彰名簿ヲ抹消シテ總會ニ報告スルモノトス

附 則

第八條 本規程ハ昭和十七年六月十九日ヨリ施行ス

全國豆腐商業組合聯合會通常總會決議錄

一、日 時 昭和十七年六月十九日午前十時

一、場 所 東京市日本橋區茅場町二丁目十六番地

清水ビルディング

一、總組合員數	四六	其の議決權總數	四六個
出席者數	四〇	其の議決權數	四〇個
合計	四〇	其の議決權數	四〇個

一、監督官廳其他臨席者職氏名

農林省 小林 係 官

商業組合中央會 坂田指導課長、徳永副主事

理事長河内宗次議長席に着き出席人員法定數に達したるを以て本總會は有効に成立したる旨を告げ開會を宣す

議長議案審議に先立ち決議錄署名者二名の選定を議場に諮りたるに滿場一致を以て議長指名に決したるに依り議長

左の者を指名す

岩 崎 信 治 (千葉縣)

柏 村 嘉 平 (栃木縣)

次で議長遂次左の議案の審議を求め何れも附記の如く決議す

第一號議案 總會議事細則制定の件

組織ある經營體に於ては本案の如き規程を制定すべきが當然にして定款第八十五條に明示しあるを以て之を制定することに承認を求めたるに

原案通 (別紙)

滿場 一致可決

第二號議案 事業執行細則制定の件

經營體の事業執行に關しては成文の龜鑑を要すべきものにして之を軌範として執行の任に當るは勿論にして、會員相互も亦之を遵守し實踐して會務運營の圓滑を圖つて本會の發展に資すべきものなりと信ず依て定款第三十八條に依り之を制定することに承認を求めたるに

原案通 (別紙)

滿場 一致可決

第三號議案 濾過布配給規程制定の件

綿製品の配給は極めて重要にして指定用途以外に流用するに於ては重大なる結果を招來するに付之が嚴重なる監督指導を要するを以て之を成文化して過誤なきを期したきに付之を制定することに承認を求めたるに

原案通 (別紙)

滿場 一致可決

第四號議案 十七年度事業計畫承認の件

國家の要請と業界刷新並向上に主眼を置き

- 一、經濟倫理の宣揚指導
 - 二、企業合同並經營の刷新指導
 - 三、酒給の適正と圓滑化
 - 四、製品の生産榮養に關する研究
 - 五、役職員の講習會開催
- 以上五項目の計畫を建て實踐せんとするに付之が承認を求めたるに

滿場 一致可決

第五號議案 食糧報國隊設置の件

國防國家建設の大目的に協力するためには吾々業者は食糧の生産を商能率化し消費者に對し配給を圓滑にすべく積極的に且つ連絡統一性ある運動を起して國家目的に協力するの要あり其故に産業報國隊の精神と商業報國隊の精神とを體得すべき方策を實踐し併せて經營の刷新を圖り時艱を克服すべきものと思料せらるゝを以て別紙要綱に依り設置の承認を求めたるに

原案通 (別紙)

滿場 一致可決

第六號議案 負擔金 (配給手数料) 制度廢止の件

從來取扱商品に對し統制料と配給手数料とを徴收し居たるも經營體の基礎を強固にし、運營の刷新等の見地から負

擔金制度を廢して統制料及分賦金制度とし分賦金は之を消費人口割に賦課し濾過布の配給手数料（負擔金）並凝固材類の配給手数料は當然廢止することに

滿場 一致 可決

次で議長第七議案は審議の都合により第十二號議案と一括審議することを議場に諮りたるに滿場一致承認す

第八號議案 本年度最高借入高並取引銀行承認の件

本年度最高借入高を五拾萬圓以内とすること

取引銀行を安田銀行、住友銀行、商工組合中央金庫の三行とすることに承認を求めたるに

滿場 一致 可決

第九號議案 十五年度剩餘金處分案承認の件

既に決算報告を爲したる通前任者の整理をなしたるものにして鋭意調査したるものなれば本處分案の正確なるを認むるに付承認を求めたるに

原案通（別紙）

滿場 一致 可決

備考 十五年度は分賦金を徴收せざるに付組合法第二十三條に依り決算書は報告に留めたり

第十號議案 十六年度決算書並剩餘金處分案承認の件

本案は第十一號議案附帶決議其の二阿部常務理事に昨年十二月就任より本總會迄の報酬手當等支給するの件と共に承認を求めたるに

滿場 一致 可決

第十一號議案 役員等報酬手當に關する件

一、本年度は役員に六千五百圓以内

二、統制委員に千貳拾圓以内

附帶 決議

其の一、本總會に於て理事改選となるも主務官廳の認可書下附迄の期間役員報酬手當等は之を支出すること

其の二、昨年十二月の臨時總會にて補缺理事に選任せられたる阿部常務理事の認可書は經由官廳の都合に依り認可遅延し、其の爲阿部常務理事に報酬手當等支給するの根據生起せず、實費負擔の原則より見て甚だ矛盾する

に付就任の十二月より本總會時迄の實費支出をなすことに

滿場 一致 可決

第七號議案 分賦金承認の件

第十二號議案 十七年度事業豫算承認方の件

第七號議案は第六號議案にて明示し之が説明をなせる通取扱商品の負擔金徴收を止め之を統制手数料とし且又大豆油類等の統制手数料をも本分賦金中に含め一切を消費人口割に賦課すること

第十二號議案は十七年度事業計畫案を中核として編成したるものにして妥當と認め承認することに兩議案とも

原案通（別紙）

滿場 一致 可決

次で議長第十三號議案は審議の都合に依り第十四號議案の次に審議致し原旨議場に諮りたるに満場一致之を承認す

第十四號議案 飛行機献納に關する件

一億國民の總力態勢にある今日業界の赤心を現にす爲陸、海軍に對し飛行機を献納するは機且の企てと認め準備委員を擧げ之に一任することに承認依て議長委員選出方を案場に諮りたるに満場一致を以て議長指名に決し議長左の者を指名す

- 長谷川 龜藏
- 高野 喜一
- 山下 忠作
- 堀尾 好光
- 平島 德太郎
- 仁藤 兵助
- 阿部 熊藏
- 以上七名

滿場一致可決

第十三號議案 業界功勞者表彰の件

多年業界のため盡粹したる左の功勞者を表彰すること

普通功勞者

- 宮城縣 阿部 與藏
- 山形縣 藤倉 三左衛門
- 東京府 間宮 清次
- 千葉縣 野村 力造
- 草刈 寅吉
- 那須長右衛門
- 小暮 啓作
- 古橋 亥吉
- 小寺 五郎吉
- 吉倉 清太郎
- 石井 初五郎
- 金澤 利一

- 栃木縣 岩崎 信治
- 福井縣 吉田 平八
- 岐阜縣 志知 倉吉
- 兵庫縣 池上 了治
- 大阪府 友重 吉
- 滋賀縣 柴田 晉吉
- 奈良縣 岸上 龜藏
- 山口縣 田中 俊二
- 福岡縣 宮原 靜雄
- 鮮兒島縣 佐瀉 與市
- 特別功勞者
- 愛知縣 大塚 市兵衛
- 香川縣 谷口 慶次郎
- 笠井 辨吉
- 手塚 福太郎
- 枝村 龜吉
- 佐々木 匠
- 奥居 芳太郎
- 平井 和吉
- 平島 興助
- 平島 德太郎
- 山口 文助
- 田口 安重
- 稻葉 清治
- 山口 照平
- 松山 源助

海場一致可決

以上四十名

第十五號議案 理事任期満了に付改選の件

現理事は本年四月末日を以て任期満了に付改選を要す依て議長之が選出方法を議場に諮りたるに詮衡委員を挙げ農林省、商業組合中央會と協力の上詮衡することに満場一致承認せるを以て議長委員の選出方を議場に諮りたるに満場一致議長指名に決し議長左の六名を指名す

長谷川幸造(青森) 岩崎信治(千葉) 吉田平八(福井) 池上丁治(大阪) 太田黒亥平(熊本) 桑原金次郎(北海道)

次で議長詮衡委員會開催のため休憩を宣す午後二時三十分

次で午後二時四十分詮衡委員會終了したるに付議長再開を宣し委員長長谷川幸造委員會詮衡の結果左の理事候補者を決定せる旨報告す

- | | | |
|-----------|------|------|
| 高野喜一 | 仁藤兵助 | 阿部熊藏 |
| 河内宗次 | 西田作治 | 山下忠作 |
| 堀尾好光 | 藤原末吉 | 中川朝夫 |
| 平島徳太郎 | | |
| 長谷川龜藏(員外) | | |

依て議長之が可否を議場に諮りたるに承認することに

満場一致可決

次で議長役付理事選出理事會開催のため休憩を宣す時に午後二時五十分

で次午後三時十五分理事會終了したるに付議長再開を宣す
議長理事會選出の役付理事をその者に決定したる旨報告す

- | | |
|--------|-------|
| 理事 長 | 長谷川龜藏 |
| 常勤常務理事 | 河内宗次 |
| 常務理事 | 阿部熊藏 |
| 同 | 堀尾好光 |

右の通理事長一名常務理事三名選任に伴ひ定款第六十一條第三項に抵觸するを以て議長定款變更の件を附帯決議として承認を求めたるに

満場一致可決

附帯決議 定款變更ノ件

新條文

第六十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 十二名

二、監事 三名

理事ノ中ヨリ理事長一名、副理事長一名、専務理事一名、常務理事二名ヲ互選ス
會務ノ都合ニテ常務理事三名ヲ互選スルコトヲ得

舊條文

第六十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、理事 十一名
 - 二、監事 三名
- 理事ノ中ヨリ理事長一名、副理事長一名、專務理事一名常務理事二名ヲ互選ス

第十六號議案 表彰規程制定の件

組員等表彰規程を制定し組員等の資質向上を圖り業界刷新に資せしめ以て職域奉公の精神を涵養せしむるため本規程の制定は緊喫と認むるを以て制定方承認を求めたるに

原案通(別紙)

満場一致可決

緊急動機

青森縣代表長谷川幸造及山形縣代表布川彌一郎より左記建議案の上程方緊急動議提案あり依て議長之が採否を議場に諮りたるに満場一致上程することに承認せるを以て議長提案者の説明を求む

一、原料大豆の計畫配給増量の件

朗讀 青森縣代表 長谷川幸造

原料大豆の計畫配給施行促進の件

本件の重要にして即刻施行をさへ希望する所以のものは令業整備轉廢業に對する諸施設考案上よりしても且又國民保健食として榮養上よりも嗜好上よりするも最適の豆腐、油揚類を最も適切圓滑なる配給をなす上よりしても其

の根本基準となるものにして原料大豆配給豫測出來ずとすれば農林省に於ても生活必需品而も重要食料品として扱ひつつある豆腐油揚類を國民一般に配給する立場上より最非共之が計畫配給に是正し之に依り併せて企業整備轉廢業のスムーズなる進展を計りたき切なる念願に依るものでありまして本全豆聯定時總會に於て決議を以て是非共農林省企畫院等に歎願陳情して邁進致度參加各府縣聯の實行に移られんことを切望懇願致す次第であります

昭和十七年六月十九日

青森縣豆腐商業組合聯合會

一、戦時下國民榮養保持に關する件 (東北支所提出)

朗讀 山形縣代表 布川彌一郎

戦時下國民榮養保持に關する件

今や我國は新東亞建設の大業達成の爲國民全力を擧げて邁進しつつあります此の時榮養に就て一段考慮を拂ふ必要を感じるものであります、然るに戦時に於ける國民の榮養補給状態は平時とは違ひ物資の缺乏に依り不良になり勝である様に見受けられます故に現下の榮養の補給は緊要なる問題にして豆腐油揚は我國民性の嗜好に最も適したる副食物として且つ榮養蛋白質補給上の見地からしても重要食糧部門に屬する事は今更贅言を要しないのであります。

昨今の原料大豆不足から豆腐業者の營業不振はその極に達し延いては一般消費者の豆腐油揚の入手も中々困難となり其の上業者の營業は原料の入荷情況に左右せられて一定せず不定期製造になり勝になる關係上店舗より遠隔の地にては豆腐油揚を食せざる事月餘に及ぶ者さへあるのであります、斯くては重大なる時局と國民保健上憂慮に堪

へざる事態である故に之が配給圓滑化の要望は社會各層から叫ばれて居る一方業者にあつても之が事態に對應し速に製造配給爲し得る様に政府當局に對し最低限度消費人口（平均）一人當り一ヶ月豆腐二百匁油揚（一五匁）の適正計畫配給爲し得らるゝ事の出來ます様凡ゆる機會、機關を通し強調陳情なし目的貫徹に邁進方建議す

昭和十七年六月十九日

東北支所

議長右二建議案の承認を求めたるに

満場一致可決

以上各議案可決したるを以て議長閉會を宣し併せて謝辭を述べたり時に午後三時三十分

昭和十七年六月十九日

理事	河内宗次
署名者	岩崎信治
同	柏村嘉平

開會の辭 阿部常務理事

本日わが全國豆腐商業組合聯合會は定款第七十四條の規定に基きまして通常總會を開催致すこととなりまして全國の各位は職務御多端の折柄にも不拘遠路御出席下さいまして有難度存じます、尙今回は農林省及中央會から公務御多端中を我々業界のため臨席の榮を得ました事を深く御體申上げます

さて全豆聯が結成せられましたからの過去三年來前途に非常な希望と期待を持って育成せられて來たのでありますが

途中不幸にして經濟事犯の嵐に遭ひ希望の途を切斷せられました。

乍然各位の絶大なる御援助によりまして今日では全く解決致しましたがこの後仕末に重點を置いて参りましたので御期待に報ゆる事が出来ませんでした。が今や我國は總力戰態勢のもとに國を擧げての決戰に當りまして吾々の業界は打て一丸となり食糧報國に邁進しなければなりません、従て過去の問題に對しましては大乗的見地に立ちまして之を一擲し時局の重大さを認識し新使命へ出發するものであります

昭和十七年六月十九日於東京清水ビル

十七年度全豆聯通常總會席上農林省小林主任係官口演要旨

只今阿部さんより御紹介を頂きました工業食品課の小林でございます、豆腐の方の擔任をするやうになつたのは舊臘でありまして、約半ヶ年を経過したのでありますが、その間豆腐の業界に對して感じた點を卒直に申し上げ度いと思ひます。

第一當時豆腐業界には暗然たる空氣が漂つて居たと思ふのでありますが、この暗然たる空氣は何故に生じたかと云ひますと、その當時の業界の人達幹部の方々は、相當に古い考方を持つて居た、換言して申し上げますと社會的な經濟的な動向は前方に向つて走つて居るものを現在の位置に止まつて居るか、或は反對の方向に走つて居る様に考へて居た様であります。

若し斯ふ云つた觀念の下に行動を執るならば、豆腐の業界は崩壊の一途を辿るより外ないのであります。それで自分は、全豆聯の幹部の方々、東京の幹部の方々によく膝を交へて相談をし、斯ふ云つた空氣を打開して、明るい業界に再編成して参るのは大切な事柄であると考へまして、正月以降、各種の角度から注意致して居るので

ありますが、不幸にして今日迄のところ、監督官廳の要望に添ふたとは認められないのであります。

それなら監督官廳は、大豆を配給もしないで、國策に協力せよと云ふのかと當然お思ひになるだらうと思ふのであります。大體昨年大豆關係は、北海道の産地は凶作であつたのに加へて、大生産地たる滿洲の大陸に於ては、生産高なり收買高なりが戦時經濟の關係から思ふ様に大豆が入らなかつたのであります。係と致しましても恐縮して居ります様な次第で、此の點お詫を致して置きますが、大豆の全般的な用途の觀點から考へると、醬油、味噌を第一とし、第二に豆腐となるのは當然の建前でありまして、これも已むを得ないのであります。

その次に、最近の供給状態を云ひますならば、大東亞戦争の輝く戦果の結果、軍當局は作戦の不自由をも考へられずに、内地の大豆の一般用をまかなつてやらうと云ふので、軍用船を以て大陸より搬入致しまして、これが三月以降の配給となつて現はれて來て居るのであります。この大豆たるや豆腐の業者に差上げるものではありません。その背後に在る消費大衆に差上げるものであるとの觀念から、農林省では各地に割當をして居るのであります。所によつては各家庭に公平に行渡つて居る様ではあります。が、うまく行つてない所が多いのであります。

今後も配給になつた大豆は、業者が國家より預つた食品の原料であると考へて、加工した豆腐を公平に各家庭に配給して、國家に協力する様にお願ひしたいのであります。

假令ば毎月千五百匁の大豆を配給するならば、先づ各戸當り月一丁だけは食べられると云ふ事になつて居りますが昨今では三千匁から多い時はその四倍程度は配給になつて居るのに、家庭には一向廻らずに、業務用とか、特殊な方面に流れて居るのではないかと、との聲も聞くのであります。それで一般からは、一體農林省は大豆の配給をして居るのか、如何しても豆腐で配給出來ないならば、大豆のまゝで配給して欲しいと云ふ如ふ意見も出るのであり

まして、農林省としても已むを得ない場合には、その手段に出るとの考はとつて居るのであります。

七、八、九の三ヶ月に於て相當量の大豆、ある程度從來各縣の諸口用として出してある大豆量位を、豆腐用に配給すると共に、地方廳の監督によりまして、その他の團體から町會、隣組と連絡し、各家庭に流す様にと云ふ公文書を先刻出して來ました關係上、皆様は郷里に歸られましたら、縣廳の係官と御連絡の上、大豆を多量に、併も豆腐用に如何に配給になるかを説明の上、公平な配給を掛聲ばかりでなく、行動の上に表はして頂き度いのであります。全豆聯の協力會議、或はその他に於きまして、經濟道德の昂揚と云ふことは力説されて居るのであります。が、經濟道德の昂揚は、何も豆腐の間をやらないと云ふばかりではないのであります。豆腐を家庭にはつきり流すと云ふやり方も、重要なことであります。

毎月細々ながら配給になります大豆を、計畫的に豆腐製品として配給して行きますならば、豆腐業界は、食品産業界に缺くべからざる大事な業界であると云ふことに、當然なつて來るのであります。

現在、農林省の大豆對策と致しましては、家庭配給に重點を置いて居るのであります。業者への配給から家庭配給をマイナスするならば、零になるべきであると考へて居るのであります。

要するに、豆腐業界が隆々發展するか、暗澹たるものとなるかは、一に係つて、豆腐業者と關係官廳との間の運営にあるのでありますから、各位は豆腐業界の盛衰は家庭配給にありと云ふモットーの下に、家庭配給の計畫化を希ひ度いのであります。

斯くして洋々たる前途を約束されるものと斷言して御挨拶に代へる次第であります。

- 一、小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基く之が職業轉換は表裏一體たるべき關係に在るを以て兩側面の計畫並に實施に付彼此照合すること
- 二、整理統合に當りては地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即し積極的指導を行ふこと
 - (一) 整備計畫の樹立及實施に付ては地方官廳に於て積極的に企畫指導し其の適正且迅速なる實施を期すること
 - (二) 整備計畫の樹立及實施に付ては中小商工業再編成協議會及其の部會を活用し關係業者團體をして協力の實を擧げしむること
- 三、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其の他の方法に依り之を行ふこと尙之に付ては左の諸點に留意すること
 - ◎ (一) 既に企業合同の方法に依り整備實施済のものに付ては之を變更するの要なきこと此の場合に於ては業種、規模等を主務省に報告すること
 - (二) 現に整備進行中のものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を見し主務省の指示を受け措置すること
 - (三) 今後實施するものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては其の業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を見し主務省に稟議すること
- 四、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

- (一) 店舗の整理數の決定に當りては配給の適正化を目的として店舗の位置分布、企業の經營規模等を勘案し、轉業者を選定するに當りては轉換の難易を考慮し之等の間の調整を圖ること
- (二) 經營規模を考慮するに當りては適正經營規模を目的とするは勿論なるも其の趣旨とする所は實績主義に依り比較的規模の大なるもののみを残存せしめんとするの意に非ざること
- (三) 轉換の難易に付ては八を、消費者の便益に付ては六及七を参照すること
- 五、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合其の他の農林水産團體及百貨店等との間に夫々必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと尙之が具體的措施に付ては別途指示相成豫定なること
- 六、小賣業の整備に當りては左の事項を考慮すること
 - (一) 市部と郡部に付ては夫々事情を異にするを以て劃一的に取扱はざること
 - (二) 各種の物資を取扱ふ小賣業に付ては其の營業全體の實情を勘案して整理統合を行ふこととし其の取扱物資に付各別に整理統合を行ふことは成るべく之を避くること
 - (三) 修繕を兼ねる小賣業に付ては修繕業務幅員の現狀に鑑み利用者に不便を與へざる様其の整理統合上特に留意すること
- (四) 食料品等の日常生活必需品に付ては買出し又は配達の便宜、消費者數及其の分布狀況、需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要に依り共同御用聞又は共同配達を行ふこと
- (1) 配給擔當區域は成るべく一町内會(又は部落會)の區域又は二以上の町内會の區域を合したる區域を單位

とし地方の實情に應じ適宜之を定むること配給擔當區域は各業種に付成るべく共通ならしめ相錯綜することなき様留意すること

- (2) 配給擔當區域を劃定したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共勵せしむること
 - (3) 消費者の便宜、配給の適正等を期する爲要すれば店舗の配置上商店街又は小賣市場の利用に付考慮すること
 - (4) 要すれば各店舗の取扱物資の種類に付適當なる整理調整を行ふこと此の場合に於ては取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯を考慮すること
 - (5) 配給擔當區域を劃定し取扱物資の種類を整理調整するに當りては其の經營を合理的經濟的に維持し得る様考慮すること
 - (6) 一般家庭の人手不足の現状に鑑み同一配給區域を擔當する各店舗に於て共同御用聞又は共同配達を爲す等の方法に依り配給能率の増進を圖ること
 - (7) 切符制、通帳制、登録制等は配給の適正、消費の現正等を圖る爲必要に應じ之を行ふこと
 - (8) 市町村、町内會(又は部落會)との緊密なる連絡を圖り配給の計畫化を期すること
 - (六) 農山漁村に於ける小賣業の整備に當りては地方の實情に即し消費者の便宜上又は小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散存置するの措置を講ずることを得ること
- 七、配給能率の低下を防止し之が向上を圖る爲商業報國運動等に依り經濟道義の昂揚を圖る爲登録の更新を爲さしむる等適當なる措置を爲すこと

〇八、整理統合に伴ふ轉業者の決定並に其の轉換に付ては左の點を考慮すること

- (一) 年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より轉業者を選定すること
- (二) 戦死者及戦病死者の遺族、出征軍人の家族、傷病軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること
 - (1) 戦死者、戦病死者又は出征軍人が事實上の營業主たりし場合は遺家族が希望する場合又は年齢、經驗、技能等より見て轉業容易なりと認めらるる場合の外は従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること
 - (2) 傷病軍人等に付ても右に準ずること
 - (3) 戦死者、戦病死者又は出征軍人の遺家族、傷病軍人等にして轉業を爲す者に付ては左の措置を講ずること
 - (イ) 他に優先して就職の斡旋を爲すこと
 - (ロ) 店舗其の他の營業用設備、手持商品、債務の處理等に付ては業者團體をして積極的に援助せしむること
 - (ハ) 共助資金の交付に付ては特別の考慮を拂ふこと
 - (4) 轉業者の使用人たる出征軍人に對し其の應召期間中支給する給與に付ては殘存業者を以て組織する業者團體をして可及的之が支給の途を講ぜしむること
- (三) 轉業者の個々の選定は最も重要な事項なるを以て行政官廳の嚴重なる指導監督の下に業者團體をして公正に之を行はしむること
- (四) 轉業者の就職は國民職業指導所に於て勞務動員の必要と睨み合せ之を指導斡旋するを原則とすること
 - (イ) 適當と認むる求人口を成るべく多く提示し本人の希望を考慮して其の就職を指導すること

(ロ) 本人の希望通り就職せしめ得ざる場合に於ては適宜他の求人口に就職する様指導すること
九、轉業者の就職に付ては左の措置を講ずること

(一) 職業補導施設の活用竝に國民勤勞訓練所の利用を圖ること

(二) 工場、事業場其の他に對し轉業者に對する訓練竝に技能の錬成に關し適切なる措置を爲さしむること

(1) 轉業者の訓練竝に技能の養成は徳性を涵養し身體を鍛錬し工(鑛)業生産に直接必要なる知識及技能を授くるを目的とすること

(2) 養成期間は大体三ヶ月を標準とするも生産作業の性質其の他特別の事情に依り之が短縮を爲すことを得ること

(三) 轉業者は速に其の就職先、就職條件等の大體の用途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要産業生産増強に協力せしめ之に依り轉業に必要な錬成を爲さしむること

右勤勞奉仕隊に依る勤勞報國作業に付ては時局産業方面の工場事業場竝に商業報國會其の他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむること

(四) 轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふこと

(五) 轉業者の家族に對しても其の就職授産等に付特別の考慮を拂ふこと

◎十、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること

(一) 成るべく既存の組合等を利用すること

(二) 同一業種内の共助組織の整備竝に共助資金の設定を爲さしむること

(三) 共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法に依り負擔の公平を期すること

(四) 共助資金は轉業者の新職場に於て生活を確保し得る迄の生活費の補給、事業整理資金、轉業資金等に活用せしむること

(五) 共助資金交付の標準は生産又は取扱數量の外形のみに依らず轉業者の個々の事情をも斟酌し之が適正公平を期せしむること

◎十一、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗其の他の營業用設備、手持商品等の處理に付ては業者又は業者團體等に於て買取り又は利用處分の斡旋を爲すと共に其の營業上の債權債務に付ても之が處理に協力せしむること此の場合に於て可及的に國民更生金庫を活用すること

(一) 店舗及倉庫にして殘存業者又は業者團體に於て利用し得るものは此等のものに於て買取り又は借入ることとし利用困難なるものに付ては其の適當なる處分又は利用の斡旋を爲すこと

(二) 手持商品に付ては成るべく殘存業者又は業者團體に於て買取り又は其の適當なる處分の斡旋を爲すこと

○(三) 營業用設備及什器備品に付ては殘存業者又は業者團體に於て利用し得るものは之を買取り利用困難なるものに付ては適當なる處分の斡旋を爲すこと

○(四) 營業上の債權及債務に付ては成るべく業者團體等に於て之を肩替して處理すること

(五) 前各項の規定に依り店舗、倉庫、手持商品、營業用設備、什器備品、營業上の債權債務の處理を爲すに當りては國民更生金庫の活用を圖ること

○十二、職業轉換を爲したる者が従前の企業に復歸を希望する場合に於て其の企業の新規開業を認め得る事情に在る時は之が許可に付優先的に考慮すること

豆腐、揚配給対策一覽表(中間報告) 昭和十七年七月現在

縣名	制度	區域	實施の動機	摘要
北海道	切符制	札幌小樽旭川岩見澤函館市		
青森	切符制	青森市	縣廳指示	一六、一二月
岩手	通帳制	縣下一圓	縣廳指示	一七、六、一
秋田	" (點數)	縣下一圓	縣廳指示	立案中
山形	切符制	仙臺市	自發的	一七、七、一
宮城	"	福島市	自發的	一七、七月
福島	"		立案中	
新潟				
東京				
埼玉				
千葉	點數制	千葉市	市ノ指示	一ヶ月十點前後
茨城				立案中

栃木	區域別登録制	横濱市	自發的(但縣市と協議)	一七、六、一より
群馬	通帳制	縣下一圓	縣廳指示	一七、五、一三
神奈川	切符制	甲府市	自發的	月六回配給、隣組別に目下實施不要
山梨	切符制	名古屋市豊橋市岡崎市	市長指示	一家庭の購入高を指定
長野	切符制	縣下一圓	縣廳指示	一七、六月
愛知	切符制	伏木市	自發的	一七、七月
岐阜	切符制	縣下一圓	縣廳指示	遠からず實施
富山	區劃行商制	縣下一圓	縣廳指示	立案中
石川				
福井				
三重				
大阪	切符制(市發行)	京都市	市長指示	計畫中
京都				一六、一二月
奈良				立案中
和歌山	切符制(組合發行)	縣下一圓	自發的にて町會と連絡	目下講究中
滋賀				

品名	卸價格	小賣價格	規	格	耐用年數	備考
品名						
モーター	九四、〇〇	一一五、〇〇	半馬力		一〇年	
ポンプ一式	二〇〇、〇〇	二二七、五	一尺に付		五年	
豆挽機械	二五〇、〇〇				五年	
豆腐行商車	七九、一七	一〇二、九二	長三尺八寸 高二尺五寸		二年	
釜	一一五、〇〇	一二一、〇〇	長三尺 高一尺八寸		五年	
揚鍋	二四、〇〇	二七、六〇	長二尺五寸 高一尺五分		五年	
豆浸桶	一三、六〇	一七、一〇	一尺三寸		五年	
水浸桶	一七、一〇	一七、一〇	一尺三寸		五年	
通し桶	五、八〇	一、七五	一尺四寸		五年	

豆腐油揚用道具類價格一覽表(關東) 昭和十七年五月一日調査

市名	切符制	市長指示	自發的	計畫中	耐用年數	備考
兵庫	神戸市自由登録制	市長指示による				
鳥取	切符制(組合發行)	自發的に實地				
岡山	切符制(市發行)	縣廳指示に依る				
香川	切符制(市發行)	市長指示に依る				
徳島	切符制	市長指示に依る				
愛媛	切符制	市長指示に依る				
高知	切符制	市長指示に依る				
廣島	集成切符制	市長指示に依る				
山口	切符制(市發行)	市長指示に依る				
山根	切符制又は通帳制	縣下一圓				
福岡	切符制	大分中津別府臼杵鶴崎の各市町				
大分	切符制	市長指示				
佐賀	切符制	市長指示				
長崎	切符制	市長指示				
熊本	切符制	市長指示				
宮崎	切符制	市長指示				
鹿児島	切符制	市長指示				

臺	箱	一六、二二	二二、〇七	外方高一尺三寸 長一尺四寸	三年	サワラ
セリ	箱	一一、〇六	一四、三九	外方高九寸 長一尺三寸	三年	材質サワラ
揚留	箱	二二、〇六	二八、六八	木厚六分板 内法長二尺二寸 巾一尺三寸 深三寸五分	五年	サワラ
型	箱	一一、一七	一五、八五	長巾深 一尺六寸 一尺三寸	六十七年	横
湯	箱	一一、二一	一五、八七	長巾高 二尺二寸 一尺八寸 七寸	二年	横
絹	箱	三、六三	四、七二	長巾高 一尺二寸 六寸五分 七寸	二年	横
絹	箱	四、六七	六、〇七	木厚七分板 内法長一尺 巾七寸五分 深七寸	五年	サワラ

國定資産耐用年數改正表

昭和十七年七月一日附大藏省、企畫院發表

改正要旨

- (一) 従來の耐用年數表は資産の種類毎に耐用年數を決定せられ製鐵、機械部門では三十二種に分けられたるを今回は製鐵部門として一括せらる
- 但し資産の内建物、建築物、船舶、車輛、運搬具、器具等に就ては従前通りとす
- (二) 従來の耐用年數表は一般産業、時局産業、臨時租稅措置法に基く特別償却の三つに分けられたが、今回は一般産業と時局産業の區別を廢し業種別とした
- 但臨時租稅措置法に基く特別償却は従來通りとす
- (三) 無形財産をも表に入れた

注意

本改正は法人については昭和十七年一月一日以後に終了する
 事業年度分より、個人については昭和十八年度分より適用の見込
 經理統制、原價計算、稅務計算上の基準表にして大藏省は經産統制上減價償却については會社經理統制令第卅一條の
 固定資産減價償却に關する規定の發動を攻究中（八月頃決定發令の豫定）
 従來の耐用年數の約二割短縮となる

耐用年數表

第一、各事業に共通する固定資産

△事務所用又は住宅用建物（工場用又は倉庫用建物以外の建物を謂ひ、附屬建物及び建物附屬設備を含む）

耐用年數
現行 改正

鐵骨コンクリート造、又は鐵骨造（鐵骨煉瓦造及び鐵骨石造を含む）

八〇 六〇

煉瓦造又は石造

七〇 五〇

土藏造又は木造（木骨煉瓦造、木骨造鐵網モルタル塗其他の木骨造塗家を含む）

三〇—五〇 二五

△工場用又は倉庫用建物（附屬建物及び建物附屬設備を含む）

●鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造又は鐵骨造（鐵骨煉瓦造及鐵骨石造を含む）

時局産業用

五二 四〇

其他（同卅五年とす）

七〇 五〇

●煉瓦造、石造又は鐵骨亞鉛鐵張板

時局産業用

四五 三五

其他（同卅年とす）

六〇 四〇

●土藏造又は木造（木骨煉瓦造、木骨造鐵網モルタル塗其他の木骨造塗家を含む）

時局産業用

一五—二六 一一

其他（同十年とす）

二〇—三五 一五

△構築物（煙突を含む）

木造（他の種目に特掲したるものを除く）

四〇—六〇 一五

其他（同）

三〇—四五 四〇

△船 舶

●船舶法第四條乃至第十九條の適用を受くる船舶

鋼 船

漁業用船舶及び油槽船

其 他

木 船

其 他

鋼 船

一四 一一

一五 二〇

二〇—二五 二〇

一八 一八

(10) 其の他の金屬工業	111	1
(11) 原動機製造業 (蒸汽罐を含む)	100	11
(12) 電氣機械器具製造業 (無線電信電話機械器具を含み家庭用電氣器具を除く)	100	11
(13) 金屬工機械及び工具並に刀具類製造業	100	11
(14) 採鑛、選鑛及び製鍊機械器具製造業	100	11
(15) 製鐵用機械器具製造業	100	11
(16) 化學工業用機械裝置製造業	100	11
(17) 鐵道用及び軌道用車輛製造業	100	11
(18) 自動車及同部分品製造業 (小型自動車關係を除く)	100	11
(19) 船舶製造業	100	11
岸壁及び船渠	46	4
造 船 臺	24	25

● 其 他	100	11
網船製造用	60	11
木造製造用	100	11
(20) 航空機及同部分品製造業	100	11
(21) 運搬機械製造業	100	11
(22) ポンプ製造業 (水壓機を含む)	100	11
(23) 計器製造業 (寒暖計及體溫計を除く)	100	11
(24) 學術及醫療機械器具製造業	100	11
(25) 光學機械器具製造業	100	11
(26) 電球製造業	100	11
(27) 兵器及び同部分品製造業	100	11
(28) 軸受及び鑄球製造業	100	11
(29) 其他の機械類製造業	100	11
(30) 醫藥品製造業	100	11
(31) ソード製造業	100	11

(32)	水晶石及び弗化アルミニウム製造業	1	7
(33)	硫酸製造業	1	7
(34)	石炭酸製造業	1	7
(35)	硝酸製造業	1	7
(36)	鹽酸製造業	1	7
(37)	錯酸製造業	1	7
(38)	メタノール系合成品製造業	1	7
(39)	アセチレン系合成品製造業	1	7
(40)	カーバイト製造業	1	7
(41)	分析藥品及寫真用藥品製造業	1	7
(42)	代用液體燃料製造業	1	7
(43)	コールドール分溜物製造業	1	7
(44)	染料中間物其他コールドール物溜分誘導體製造業 ピクリン酸其他の爆薬原料の製造装置	3	7

其他(タール系醫藥品製造業を含む)

(45)	火薬及爆薬製造業	1	7
(46)	其他の工業藥品製造業	1	7
(47)	染料製造業	1	7
(48)	インキ製造業	1	7
(49)	塗料製造業	1	7
(50)	マッチ製造業	1	7
(51)	石油精製及輸入業 貯油タンク、タンカーガス槽及製罐装置	103	0
	其他	7	0
(52)	人造石油製造業 貯油タンク、タンカーガス槽及び製罐装置	7	0
	其他	7	0
(53)	油、脂蠟及び加工製油製造業	15	0

(54)	ゴム製品製造業	一五—三〇	二〇
(55)	パルプ製造業	一五—三〇	二〇
(56)	製紙業	一五—三〇	二〇
(57)	セルロイド製造業	二〇	一〇
	硝化装置	二〇	一〇
	其他	三〇—四〇	二五
(58)	人絹糸及スフ製造業	八一—二五	二
(59)	化学肥料製造業(硫安製造業は七年とす)	一〇	八
(60)	製革業	一〇—四〇	二〇
(61)	石鹼製造業	一〇—三〇	二〇
(62)	糊料製造業	三〇	二五
(63)	ガス、コークス及び同副産物製造業	二〇—三〇	一〇
	ガス発生装置(ビーバイブ爐を含む)	二〇—三〇	一〇
	ガス精製装置	四〇	二五
	ガス槽	一	二五
	ガス導管	一	二〇
	其他	二〇—三〇	二〇

(64)	ビッチコークス製造業	一	一〇
(65)	電極製造業	一	二〇
(66)	カーボンプラック整造業	一	一〇
(67)	電気業火力発電設備	二〇	三五
	(自家用発電を含む)(發動機)	二〇	三五
	火力発電設備送電設備(同)	二〇	二〇
	鐵柱又は鐵骨コンクリート柱のもの	一	三五
	木柱のもの	一	二〇
	變電設備	一	三〇
	配電設備(配電線)	一	一五
	需用者屋内設備	一	二〇
(68)	ガラス製造業	一〇—三〇	四
	爐	五	四
	其他	一〇—三〇	二〇
(69)	セメント製造業	一〇	一〇
	燒窯	一〇—三〇	一〇
	其他	一〇—三〇	一〇

(70)	煉瓦製造業	一〇	一〇
	燒窯(耐火煉瓦製造用は五年とす)	五―四〇	一八
	其他	一〇	一〇
(71)	其他の窯業	一〇	一〇
	燒窯	五―四〇	一〇
	其他	一〇	一〇
(72)	製糸業	一	一〇
(73)	紡績業(撚糸を含む)	二〇―三〇	二〇
(74)	織物業	一五―二五	二〇
(75)	メリヤス製造業(レース類を含む)	二五	二〇
(76)	綿製造業	三一―一〇	一〇
(77)	捺染業	三	三
	ロール		
	其他	一五―三〇	二〇
(78)	染色精鍊及漂白業	五―二五	二〇
(79)	帽體及フェルト地製造業	一〇―三〇	二〇
(80)	製材業	一	二〇

(81)	木製品工業	二〇―三〇	二〇
(82)	製穀業	一〇―三〇	二〇
(83)	製粉業	一〇―四〇	二五
(84)	澱粉製造業	八―三〇	二五
(85)	製糖業	二〇―四〇	二五
(86)	和酒製造業(酒精、蒸溜を除く)	二〇―三〇	二〇
(87)	麥酒製造業	二〇―四〇	二五
(88)	其他の酒類製造業	一五	一五
(89)	醬油製造業	二〇―三〇	一五
(90)	清涼飲料製造業	二〇	二〇
(91)	菓子及パン類製造業	一〇―三〇	二〇
(92)	罐詰製造業	二〇―四〇	二五
(93)	煉乳及バター製造業	二〇	二〇
(94)	製氷業(冷凍を含む)	三〇	二五
(95)	印刷製本及出版業	三〇―四〇	二五
(96)	土木建築業	八―二二	八
(97)	網及綱製造業	二五―三〇	二〇

(四) 各事業年度開始の日前三年以内の年度に於ける損失として、其の後の事業年度の剰餘金を以て補填されな
いものは損金と見なして剰餘金から差引くことになる

(五) 税金は剰餘金の計算上損金に算入しないことになつてゐる即ち税込剰餘金に對し課税するわけである、従
つて剰餘金處分として税金を計算して特別法人税引當金を設置する必要があるわけである

二、課税を受けない剰餘金

剰餘金が拂込出資金額に對し年百分の三の割當を以て算出した金額に達しない場合は課税されない
拂込出資金額が事業年度中異動あつたとすれば各月末現在高を算出して合計し之を十二で割つたものが拂込出資
金となるのである、創立早々の組合に於て六ヶ月にして事業年度を終了した場合は右と同様六ヶ月間の各月末現在
額を計算し全部合計して十二で割るから拂込出資額は現實のものより少なくなるわけである

三、税率

百分の一〇である

四、申告

(一) 申告は剰餘金のない場合又缺損した場合でも必ずすることになつていて、決算確定の日若くは合併又は分
割の日から十四日以内又は清算着手の日から二十日以内に其の年度の財産目録、貸借對照表、損益計算書を
添付して所轄税務署に申告せねばならぬ、拂込出資金が一事業年度内に於て變動ありとすれば各月末現在
高を記入した出資拂込明細書を添へることになる

(二) 申告はそのまま、税務署で決定するわけではなく場合に依り質問を發し又は組合の帳簿書類其の他の物件を検

査することがある

(三) 法定通知書に對し異議のあつた場合は通知を受けた日より二〇日以内に不服の理由を具して政府に審査を
請求することが出来る

所 得 税

一、剰餘金の分配に對する課程

(一) 組合が組合員に對し剰餘金の分配を爲す場合に於ては、其の分配を受くるものに對して分配金から一割を
控除した残額に分類所得税が課せられる

(二) 税率は百分の五で組合に於てこれだけ差引いて拂込書及計算書を添へ最寄の日本銀行代理店又は郵便局に
拂込まなければならぬから是は組合の仕事になるわけである

二、配當利子税

組合の預りたる預金又は貯金の利子に對しては課税されることになつてゐる、その税率は百分の五である
課税の徴收並拂込方法は剰餘金分配の場合と同様である

426
196

苦汁エキス
鹽化カルシウム
の御用命は是非

全國豆腐商業組合聯合會代行機關

南海舍密工業株式會社東京出張所へ

本社
東京市本郷區西片町十番地
電話 小石川(85)〇〇九七番
香川 縣 三 疊 郡 仁 尾 町
電話 仁 尾 三 六 番、三 七 番

澄シ粉の御用命は
品質優良、價格低廉

全豆聯配給代行

澄シ粉 三津和商會へ
發賣元

社長 三宅 顯

名古屋市東區大會根驛前
電話 東(4)六二八〇番
振替名古屋五〇四六番

昭和十七年九月十一日 印刷
昭和十七年九月十四日 發行

非賣(實費六十錢)

東京市日本橋區吳服橋二ノ五

編輯兼發行人

井上七郎

東京市京橋區西八丁堀三ノ一八

印刷人

近藤蒼生

東京市京橋區西八丁堀三ノ一八

印刷所

共成印刷合資會社
(東京五五二)

東京市日本橋區吳服橋二ノ五

發行所 全國豆腐商業組合聯合會

426

196

苦汁エキス
鹽化カルシウム
の御用命は是非

全國豆腐商業組合聯合會代行機關

南海舍密工業株式會社東京出張所へ

本社
東京市本郷區西片町十番地
電話 小石川(85)〇〇九七番
香川縣三豐郡仁尾町
電話 仁尾三六番、三七番

澄シ粉の御用命は
品質優良、價格低廉

全豆聯配給代行

澄シ粉 三津和商會へ
發賣元

社長 三宅 顯

名古屋市東區大會根驛前
電話 東(4)六二八〇番
振替 名古屋五〇四六番

昭和十七年九月十一日 印刷
昭和十七年九月十四日 發行

非賣(實費六十錢)

東京市日本橋區吳服橋二ノ五
編輯發行人 井上七郎

東京市京橋區西八丁堀三ノ一八

印刷人 近藤蒼生

東京市京橋區西八丁堀三ノ一八

印刷所 共成印刷合資會社
(東京五五二)

東京市日本橋區吳服橋二ノ五

發行所 全國豆腐商業組合聯合會

陸海軍御用
豆腐蒟蒻製造機械
器具一式並濾過布加工

日本豆腐道具商業組合

理事長 道

傳 眞 弘

事務所

東京市下谷區東黒門町六番地

電話 下谷(83) 八二五八番

加工所

東京市神田區松住町一二番地

電話 下谷(83) 一〇六七番

取引銀行

第一銀行本郷支店
三和銀行本郷支店
安田銀行下谷支店

終